

宇和島地区広域事務組合  
汚泥再生処理センター包括的維持管理業務

要求水準書

令和4年8月

宇和島地区広域事務組合

# 目次

第1章 総則.....	1
(目的) .....	1
(業務対象施設) .....	1
(業務の履行及び履行期間) .....	2
第2章 業務内容.....	3
(業務の履行) .....	3
(運転操作監視業務) .....	3
(し尿等受入業務) .....	3
(保守点検業務) .....	3
(水質・リン回収及び汚泥管理業務等) .....	3
(ユーティリティー調達管理業務) .....	4
(定期整備等業務) .....	4
(一般廃棄物の運搬業務) .....	5
(建物管理業務) .....	5
(業務形態) .....	5
(その他業務) .....	5
第3章 リスク分担等.....	6
(リスク分担) .....	6
(費用負担等) .....	7
第4章 水質・リン回収及び汚泥管理業務等に関する基準値.....	8
(水質管理業務に関する基準値) .....	8
(脱水し渣及び脱水汚泥含水率に関する基準値) .....	8
(リン回収業務) .....	9
(悪臭に関する基準値) .....	9
(基準値超過における是正及び委託料の減額等) .....	9
第5章 業務実施体制.....	10
(総括責任者等の選任、職務及び知識経験等) .....	10
(安全の確保) .....	10
(発注者が求める有資格者) .....	10
(緊急事態発生時等の対応) .....	11
(教育及び訓練) .....	11
第6章 提出書類.....	12
(提出書類) .....	12
(業務書類等の提出期限) .....	12
(業務の報告) .....	13
第7章 業務提案等.....	14
(受注者による効率化方策の提案等) .....	14
第8章 施設機能の確認.....	15
(施設機能の確認) .....	15

第9章 業務の引継	16
(業務の引継)	16
第10章 検査	17
(業務完了検査)	17
(業務の是正)	17
(業務履行の監視)	17
第11章 雑則	18
(事務室等の使用)	18
(貸与品)	18
(従業員の服装)	18
(秘密等の保持)	18
(疑義)	18
し尿・浄化槽汚泥の想定量及び性状(第1条第2項関連)	19
施設配置図(第2、16条関連)	20
フローシート(第2条関連)	21
点検項目(第7条第1項関連)	22
法定点検等(第7条第2項関連)	24
水槽の清掃及び防食状況の確認・記録(第7条第4項関連)	32
水質及び汚泥性状の分析(第8条第2項関連)	33
悪臭の測定項目(第8条第4項、第20条第3項関連)	34
定期整備(第10条第3項関連)	35

# 第1章 総則

(目的)

第1条 本要求水準書は、宇和島地区広域事務組合（以下、「発注者」という。）が発注する汚泥再生処理センター（以下、「センター」という。）包括的維持管理業務（以下、「本業務」という。）に適用する。

2 本業務は、センターの機能を常時適切な状態に保つことによって、維持管理の一層の向上と維持管理費の低減を図り、運営の効率化と良質で安定した処理の実現を行い、住民生活の向上に寄与することを目的とする。

本要求水準書は、発注者が要求する最低限の水準等を示すものであり、その具体的手法は受注者の判断によるものとする。なお、本業務におけるし尿・浄化槽汚泥の想定量及び性状は別紙1に示すとおりである。

(業務対象施設)

第2条 委託する業務対象施設は下表のとおりとする。

項 目	内 容	
業務実施場所	愛媛県宇和島市坂下津乙 69 番地 1	
供用開始	平成 27 年 8 月	
施設名	汚泥再生処理センター	
施設概要(処理棟)	建築面積	約 1,590 m <sup>2</sup>
	延べ床面積	約 3,330 m <sup>2</sup>
	建築概要	地下 RC 造、1・2 階鉄骨造
	処理能力	220kL/日(し尿 130kL/日+浄化槽汚泥 90kL/日)
	処理方式	水処理：膜分離高負荷脱窒素処理方式+高度処理 資源化：リン回収方式
	前処理設備	ドラムスクリーン+スクリュープレス+細砂除去
	主処理方式	膜分離高負荷脱窒素処理設備（浸漬平膜）
	高度処理設備	凝集沈殿+砂ろ過+活性炭吸着
	消毒設備	薬液消毒方式
	資源化設備	HAP 種晶アパタイト方式
	脱臭設備	高・中濃度臭気(生物脱臭・薬液洗浄・活性炭吸着) 低濃度臭気(活性炭吸着)
	処理水放流先	海域
	その他	付帯設備
	施設配置図	別紙 2
フローシート	別紙 3	

(業務の履行及び履行期間)

第3条 受注者は、業務の公共的使命、社会的重要性を十分に認識・理解して、センターの運転管理を円滑に行うとともに、センターの機能を十分発揮できるよう、業務委託契約書、要求水準書及びその他関係書類に基づき、効率的、経済的かつ安全に業務を履行しなければならない。

2 受注者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下、「廃棄物処理法」という。)、に掲げる公害防止関係法令、水質汚濁防止法等の法令、労働安全衛生法、規則及び基準等の関係法令を遵守しなければならない。

3 受注者は、労働安全衛生法等の労災防止関係の法令により、安全衛生管理留意し労働災害の防止に努めるとともに、安全衛生管理上の障害が発生した場合は直ちに必要な措置を講じ、速やかに発注者に連絡しなければならない。

4 受注者は、センターの構造、性能、周辺状況などを熟知し、運転に精通するとともに、常に創意工夫を持って業務改善に努め、適正な整備計画を発注者に申し入れることによって事故・故障を未然に防ぐよう努めなければならない。

#### 5 履行期間

本業務の履行期間は令和5年4月1日から令和18年3月31日までとする。

#### 6 準備期間

本業務の準備期間は契約締結後、令和5年3月31日までとする。

ただし、業務引継期間となる令和4年度において、業務引継に係る費用(人件費、旅費、被服費等)については、本業務を受託した業者の負担とする。

関係法令一覧表

<ul style="list-style-type: none"><li>● 廃棄物の処理及び清掃に関する法律</li><li>● 大気汚染防止法</li><li>● 水質汚濁防止法</li><li>● 騒音規制法</li><li>● 振動規制法</li><li>● 悪臭防止法</li><li>● 都市計画法</li><li>● 消防法</li><li>● 道路法</li><li>● 道路交通法</li><li>● 下水道法</li><li>● 水道法</li><li>● 環境基本法</li><li>● 労働基準法</li><li>● 労働安全衛生法</li><li>● 電波法</li><li>● 有線電気通信法</li><li>● 電気事業法</li><li>● 電気工事士法</li><li>● 電気用品取締法</li><li>● 計量法</li><li>● 毒物及び劇物取締法</li><li>● 事業所衛生基準規制</li><li>● 危険物の規制に関する規制・法令</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>● 特定化学物質等障害予防規制</li><li>● 電気設備に関する技術基準</li><li>● 電気工作物の溶接に関する技術基準</li><li>● クレーン等安全規則</li><li>● クレーン構造規格</li><li>● クレーン過負荷防止装置構造規格</li><li>● 電気機械器具防爆構造規格</li><li>● 溶接技術検定基準(JIS Z 3801)</li><li>● 容器構造規格</li><li>● 日本工業規格(JIS)</li><li>● 電気規格調査会標準規格(JEC)</li><li>● 日本電機工業会標準規格(JEM)</li><li>● 電線技術委員会標準規格(JCS)</li><li>● 日本油圧工業会規格(JOHS)</li><li>● 内線規程</li><li>● 電気供給規程</li><li>● 地方自治法</li><li>● グリーン購入法</li><li>● ごみ処理施設性能指針</li><li>● 愛媛県公害防止条例</li><li>● 愛媛県環境基本条例</li><li>● その他関係法令、規格、規程、総理府令、通達及び技術指針等</li></ul>
--	--

## 第2章 業務内容

### (業務の履行)

第4条 受注者は、業務実施に当たり危険防止及び安全衛生等に関して特に留意するとともに、関係法規を遵守し業務の円滑な進捗を図らなければならない。また、業務履行中に発生する廃棄物については、廃棄物処理法等に基づき、適正な処理を行わなければならない。

2 受注者は、センター等の維持管理において、機器の故障、大雨時の対応、処理機能の異常等が生じた場合には、速やかに発注者に報告連絡し、後日改めて書面にて報告しなければならない。

### (運転操作監視業務)

第5条 受注者は、各種機器の機能等を十分に理解し、第27条に示す運転業務実施計画書に沿って、中央制御室及び現場での運転操作を適正かつ経済的に行わなければならない。

### (し尿等受入業務)

第6条 受注者はし尿及び浄化槽汚泥受入に際し、計量業務及び受付等の監視業務を行うものとする。その際、一般廃棄物(し尿等)収集運搬業者への投入計量カードを発行・回収するものとする。

### (保守点検業務)

第7条 受注者は、機器故障等を未然に防止するとともに、各機器の延命化を心掛け、日常及び定期に点検整備を行わなければならない。また、受注者は第27条に示す保守点検業務実施計画書を、別紙4、完成図書、取扱説明書等を参考にして作成し、発注者の承諾を得た後、これに沿った適切な維持管理に努めなければならない。

2 受注者は、センターの消防設備、搬入し尿計量器、クレーン、エレベーター、ダムウェーター、自動ドア及びシャッターについて、それぞれの法律に基づき、法定点検等を行わなければならない。なお、その内容については別紙5に示すとおりである。

3 自家用電気工作物保安管理補助業務の実施に当たり、電気事業法、その他関係法令及び当該電気設備保安規程を遵守しなければならない。また、発注者及び受注者は、次に示す事項について、互いに確認した上で業務を行うものとする。

(1) 発注者が、自家用電気工作物の工事、維持及び運用する際は、その保安を確保するに当たり、主任技術者の意見を尊重すること。

(2) 自家用電気工作物の工事、維持及び運用に従事する者は、主任技術者が指示する保安事項に従うこと。

4 受注者は、別紙6に示す水槽の清掃作業及び防食状態の確認・記録を行うこと。

5 受注者は点検において発見した不具合箇所を発注者に報告しなければならない。

### (水質・リン回収及び汚泥管理業務等)

第8条 第17条に示す水質基準値、第18条に示す脱水し渣及び脱水汚泥含水率基準値を遵守するための運転方案を作成し、業務を実施しなければならない。なお、運転方案は業務期間中毎年見直しを行うものとする。

2 別紙7に定める水質及び汚泥の測定・分析を行い、本業務に反映させるものとする。また、測定値が水質基準値または脱水汚泥含水率基準値を超えた場合、是正計画を立案し、発注者に報告

した上で業務を実施しなければならない。

- 3 受注者は、第19条に示すリン回収を確保するよう努めなくてはならない。リン回収を確保するため、第27条に示す運転業務実施計画書に沿って、運転操作を適正かつ経済的に行わなければならない。
- 4 受注者は、悪臭及び騒音等の発生を抑えるとともに、別紙8に定める測定を行い、発注者に報告しなければならない。

#### (ユーティリティー調達管理業務)

第9条 ユーティリティー調達管理業務は、センターの維持管理に要する電気、水、消耗品、原材料、部品及び薬品の調達及び管理を行うものであり、第27条に示す当該年度に係る調達計画及び当該月に係るユーティリティー調達計画を作成し、発注者の承諾を得るものとする。

- 2 ユーティリティー調達管理の対象品は、運転に必要なもの一式とし、設備機器運転等に影響が出ないようにしなければならない。
- 3 受注者は、ユーティリティーについて常に在庫を把握するとともに適切に調達し、在庫不足により設備機器運転等に影響が出ないようにしなければならない。
- 4 受注者は、納入品及び在庫量を第28条に示すユーティリティー調達月報に記録しなければならない。また、発注者が要求した場合は速やかに提示できるように常に整理しておかなくてはならない。
- 5 受注者が調達する物品については、業務着手前日にその在庫量を調査・確認し、物品それぞれの在庫量について発注者と受注者の間で合意を得るものとする。
- 6 受注者は、業務契約終了時に前項で合意を得た在庫量と同等の量を在庫として揃えなければならない。
- 7 受注者は、当該年度内における市場経済的な問題が生じた場合、発注者と協議するものとする。

#### (定期整備等業務)

第10条 受注者は点検・整備により機器等に不良箇所、事故又は故障による破損箇所もしくはこれらの兆候を確認した場合については、速やかに発注者に書面にて報告しなければならない。

また、緊急を要する故障があった場合は、直ちに応急措置を行うものとし、速やかにこれらを発注者に報告の上、受注者の責任の下、整備しなければならない。

- 2 受注者は、当該機器等の現状、故障原因等を整理し、その内容を書面にて発注者に報告しなければならない。
- 3 受注者は、年度当初、別紙9に基づき、第27条に示す当該年度の定期整備計画を作成し、発注者の承諾を得なくてはならない。受注者は定期整備計画に基づき整備を行うとともに、定期整備計画にない機器等に不良箇所の発生、事故又は故障による破損箇所が発生した場合においても同様の対応を行わなければならない。なお、定期整備計画は、事業期間の令和13年度を目途に、必要に応じて見直しする。見直した定期整備計画は、発注者の承諾を得なくてはならない。
- 4 受注者は、再委託による補修修繕においては、見積を徴して、適正な価格にて補修修繕を実施しなければならない。
- 5 受注者は、本条第3項の定期整備等実施後は、月ごとにまとめて支払伝票・修繕状況の写真等を添付し、故障等緊急対応・措置月報にて実施状況を発注者に報告しなければならない。
- 6 受注者は、発注者が行うメーカー等に要請して行う点検等の際は、施設の運転等の対応を行わ

なければならない。

(一般廃棄物の運搬業務)

第11条 受注者はセンターから排出されるし渣、沈渣、細渣及び汚泥を発注者所有のトラックに積込み、宇和島地区広域事務組合環境センターへ運搬しなければならない。なお、宇和島地区広域事務組合環境センターが定期検査及び緊急点検・修繕等で使用できないときは別途発注者が指示する場所へ積込運搬するものとする。

(建物管理業務)

第12条 受注者は、センター内の美化に努め、整理整頓及び定期的な清掃を行わなければならない。また、機器、装置、操作盤及び装置廻り床、各水槽、排水口等の清掃も適宜行い、プラント設備全体の整理、整頓、清掃によって、清潔な作業に努めなければならない。

2 受注者はセンター敷地内の清掃を行わなければならない。

3 建物警備業務も本業務に含まれるものとする。本業務の履行に伴い、建物警備の開始操作及び解除操作を行うとともに、施設の施錠、開錠を行わなければならない。

(業務形態)

第13条 受注者は、業務の履行に当たり原則として次の業務形態により行うものとする。

(1) 搬入日・時間

日曜日、1月1日から1月3日以外の9時00分から16時30分までとする。

ただし、発注者の方針に基づき若干の変更もあり得るものとする。

(2) 運転監視業務

月曜日から土曜日の8時30分から17時30分(休憩時間12時00分から13時00分)

また、日曜日、1月1日から1月3日は異常通報装置にて対応する。

(3) 緊急時の対応

自然災害等、発注者が特別な理由を認めた時は必要に応じ対応する。

また、夜間、休日に施設のトラブル等の緊急通報があった際は、速やかに対応する。

(その他業務)

第14条 受注者は、発注者の要請があった場合は見学者の対応、公害監視委員会や県の立ち入り検査等への立会を行わなければならない。

2 受注者は、地域住民から苦情、要望を受けた時は誠意を持って対応し、速やかに発注者に報告しなければならない。

3 受注者は、第28条第2項の業務完了報告書の内容のうち、施設の維持管理状況を把握する上で必要なものについては、発注者の所有する施設情報システムのデータ登録ファイルに入力し発注者に提出すること。

4 受注者は業務の履行上安全確保に必要な各種保安装置の設置及び施設改良工事を行うとともに、定期的な安全パトロールを実施しなくてはならない。

5 受注者は、発注者が別途行う修繕・工事の立会、試運転等運転操作に係る作業支援を行うこと。なお、これに伴い運転時間の延長等大幅な変更を伴う場合は、発注者及び受注者の協議によりその対応を決定するものとする。



### 第3章 リスク分担等

(リスク分担)

第15条 本業務に係るリスク分担は下表のとおりとする。

リスク分担表

段階	リスクの種類	リスクの内容	負担者	
			発注者	受注者
共通	契約締結リスク	発注者の責めにより契約を結べない、または契約手続きに時間を要する場合	○	
		受注者の責めにより契約を結べない、または契約手続きに時間を要する場合		○
		本委託契約に関する議決が得られない場合	○	
	法令等の変更リスク	本委託に直接関係する法令等の変更	○	
		本委託のみではなく、広く一般的に適用される法令等の変更		○
	第三者賠償リスク	受注者の行う業務に起因する事故、受注者の業務の不備に起因する事故などにより第三者に与えた損害		○
		受注者の行う業務の不備に起因して運営段階における浸水等が発生した場合		○
		上記以外のもの	○	
	住民問題リスク	本委託業務を行政サービスとして実施することに関する住民反対運動、訴訟	○	
		受注者の業務実施に伴い生じる住民反対運動、訴訟		○
	環境保全リスク	受注者が行う業務の不備に起因する環境問題（周辺水域の悪化、騒音、振動、異臭等）		○
		上記以外のもの	○	
	委託業務中止・延期に関するリスク	発注者の指示、議会の不承認によるもの	○	
		発注者の債務不履行によるもの	○	
受注者の業務放棄、破綻によるもの			○	
物価・金利変動リスク	委託期間のインフレ・デフレ（1.5%を超える変動） <sup>※1</sup>	○		
不可抗力リスク	天災、暴動等による委託業務の変更・中止・延期	○		
運転・維持管理	計画変更リスク	委託業務内容・用途の変更に関するもの	○	
	業務実施に関するリスク	運転業務実施計画書等の不履行		○
	放流水質、脱水污泥含水率変動リスク	要求水準を満足できない場合		○
		突発修繕費の増大リスク	受注者の責めによる修繕費の増大	
		上記以外によるもの	○	
	施設損傷リスク	受注者が行う維持管理業務の不備による施設の損傷		○
		発注者の責めにより施設が損傷した場合	○	
	補修・修繕部分のリスク	受注者の実施した補修・修繕箇所の瑕疵に関する修繕費用		○
業務提案に係るもの			○	

※1 物価・金利変動リスクは、公共工事標準請負契約約款 第25条に準拠する。

(費用負担等)

第16条 本業務に係る費用負担等は下表のとおりとする。

費用負担表

項目	関連条文	負担者		備考
		発注者	受注者	
運転操作監視業務	第5条		○	
し尿等受入業務	第6条		○	集計は受注者とする。
保守点検業務	第7条		○	自家用電気工作物保安管理業務は別途業務とする。※ 屋根防水等、建屋の保守は除く。
水質・リン回収及び汚泥 管理業務等	第8条	○	○	試験器具・試薬・廃液処分を含め受注者とする。※ 機能検査(2回/3年)は受注者とする。 精密機能検査(1回/3年)及び法定水質検査(1回/1月) は受注者とする。 総量規制基準に関する測定及び管理は受注者とする。 リン酸肥料の肥料登録及び更新は発注者とする。
ユーティリティー調達 管理業務	第9条		○	電気の調達について、四国電力(株)との契約は発注者とし、 支払いは受注者とする。なお、晶析塔の駆動は年間最低110 日とする。(案)
定期整備等業務	第10条		○	※
一般廃棄物の運搬業務	第11条	○	○	運搬に使用するトラックは貸与するものとする。 発注者の負担範囲：汚泥処分費用、保険料、車検費用、 3ヶ月点検費用 受注者の負担範囲：燃料(軽油)代、エンジンオイル交換費 用、タイヤ交換費用(4月、12月の年2回)、タイヤ費用 (冬用、夏用)、自動車任意保険(自賠償保険は含まない)、 その他故障時の対応も含め維持に係る費用すべて。
建物管理業務	第12条		○	植栽管理・場内草刈り業務を含む。
その他業務	第14条		○	ごみの搬出業務は受注者とする。 センター周辺草刈業務は一部業務対象とする。(別紙2参照)

※ 契約時点で発注者が保有する専用工具・試験器具は貸与するものとする。

2 本業務において、以下のものを発注者が支給、貸与するものとする。

- (1) 完成図書類
- (2) 事務所及び付帯設備(管理に必要な消耗品は除く)
- (3) 駐車スペース(受注者が業務に使用する車両及び勤務車両)
- (4) 受注者の申請により発注者が認めたもの

## 第4章 水質・リン回収及び汚泥管理業務等に関する基準値

(水質管理業務に関する基準値)

第17条 水質管理業務に関する基準値は下表のとおりとする。

水質管理業務に関する基準値

項目	基準値1	基準値2 (日平均)	基準値3 (最大)
	公害防止協定	法規制※	法規制※
pH	5.0～9.0	5.0～9.0	5.0～9.0
BOD	5 mg/L 以下	120 mg/L 以下	160 mg/L 以下
COD	10 mg/L 以下	25 mg/L 以下	35 mg/L 以下
T-N	10 mg/L 以下	60 mg/L 以下	120 mg/L 以下
T-P	1 mg/L 以下	8 mg/L 以下	16 mg/L 以下
SS	5 mg/L 以下	150 mg/L 以下	200 mg/L 以下
色度	20 度以下	—	—
大腸菌群数	100 個/mL 以下	3,000 個/mL 以下	3,000 個/mL 以下

※ BODは廃棄物処理法、その他は水質汚濁防止法の規制値を示す。

なお、CODは水質汚濁防止法 県上乗せ基準を示す。

総量規制基準

項目	基準値4
COD	3.3 kg/日以下 (10mg/L)
T-N	3.3 kg/日以下 (10mg/L)
T-P	0.33 kg/日以下 (1mg/L)

- 2 基準値1を超過した場合は第21条第2項に定める是正の対象とする。
- 3 基準値3を超過した場合は第21条第3項に定める減額の対象とする。
- 4 基準値1、3の判定は、外部機関による分析値とする。

(脱水し渣及び脱水汚泥含水率に関する基準値)

第18条 脱水し渣及び脱水汚泥含水率に関する基準値は下表のとおりとする。

脱水し渣及び脱水汚泥含水率に関する基準値

項目	基準値 (日平均)	備考
脱水し渣	60%以下	スクリーンプレス2台の平均値
脱水汚泥	75%以下	汚泥脱水機2台の平均値

- 2 基準値を超過した場合は第21条第2項に定める是正の対象とする。
- 3 基準値の判定は、外部機関による分析値とする。

(リン回収業務)

第19条 晶析塔におけるリンの回収率を毎月記録し、搬入物の性状等を踏まえた分析を行うことで、現状のリン回収率を維持することに努めること。また、出来る限りリン回収率の向上に努めること。

(悪臭に関する基準値)

第20条 悪臭に関する基準値は下表のとおりとする。

悪臭に関する基準値

測定場所	基準値	計測方法/計測物質
敷地境界線	臭気強度 2.5 (臭気指数 10~15)	悪臭物質 (アンモニア、メチルメルカプタン、硫化水素、硫化メチル、二硫化メチル)
排出口 (臭突出口)	臭気濃度 300 以下 (臭気指数 25 以下)	三点比較式臭袋法による。

- 2 基準値を超過した場合は第21条第3項に定める減額の対象とする。
- 3 基準値の判定は、受注者が別紙8で行う測定値とする。

(基準値超過における是正及び委託料の減額等)

第21条 第17条、第18条、第19条及び第20条に示す基準値及び業務を遵守できなかった場合は直ちに発注者に報告しなければならない。

- 2 受注者は、基準値超過を確認した日から1週間以内に原因究明を行った上で是正計画書を作成し、発注者に提出しなければならない。また、是正措置については、発注者の承諾を得た後、計画に沿って実施するものとする。

なお、原因究明、是正計画書の作成及び是正措置の実施にかかる費用（追加の検査の費用も含む）は、受注者が負担するものとする。ただし、基準値超過の原因が受入し尿等またはやむを得ない事態等の受注者に責任のない場合は、上記に係る費用を発注者に請求することができるものとする。

受注者は、自らの負担で行う計測及び検査において、是正措置の効果を確認し、基準値を満足できるようになるまで改善状況を発注者に報告しなければならない。

- 3 第17条及び第20条に示す基準値について、受注者に責任のない場合を除き、業務委託契約書別記3に示すとおり委託料を減額する。
- 4 本条第2項及び第3項の受注者に責任のない場合に該当するかの判断は、発注者と受注者の協議によるものとする。

## 第5章 業務実施体制

(総括責任者等の選任、職務及び知識経験等)

- 第22条 受注者は、総括責任者及び副総括責任者を定め、氏名、経歴その他の必要事項を書面にて発注者に通知しなければならない。総括責任者及び副総括責任者を変更したときも同様とする。
- 2 受注者は、選任された総括責任者及び副総括責任者が病気その他の事由により、長期にわたり職務の遂行が困難な場合は、新たに総括責任者及び副総括責任者を選任しなければならない。
  - 3 書面に記載した配置予定の総括責任者は、病気、死亡、異動、退職等極めて特別な理由を除き、原則として変更することが出来ない。
  - 4 総括責任者はセンター全般に精通し業務の総括者としての十分な知識、経験を有し、関係法令等を遵守し、受注者の従業員の指揮、監督を行うとともに、技術の向上及び事故等の防止に努めなければならない。副総括責任者は総括責任者を補佐する。
  - 5 総括責任者は、センターの異常又は故障を発見した場合は、速やかに適切な処置をとるとともに、発注者に報告し、その指示を受けるものとする。
  - 6 総括責任者は、同等施設における管理監督者(副総括責任者としての経験を認める)の経験を2年以上有する者であること。また、副総括責任者は同等施設の運転実務経験を3年以上有する者であること。

(安全の確保)

- 第23条 受注者は、労働安全衛生法、同施行令、同施行規則及びその他災害防止関係法令の定めるところにより、常に安全管理に必要な措置を講じ、労働災害の発生防止に努めること。
- 2 受注者は、事故防止を図るため安全対策を第27条(10)で定める運転業務実施計画書で明確にしておくこと。
  - 3 受注者は、業務遂行に当たり電気、薬品類、毒性ガス、酸欠空気、可燃性ガス等に対し、適切な作業方法の選択及び作業員の配置を行い、危険防止に努めること。
  - 4 受注者は、発注者が行う工事、補修修繕、検査及びメーカー等に要請して行う点検等の実施場所と業務での作業場所が近接又は交錯する場合には、常に相互協調して安全管理に支障がないよう処理すること。
  - 5 受注者は、業務遂行に当たり安全管理上の障害が発生した場合には、直ちに必要な処置を講じるとともに速やかに発注者に報告しなければならない。
  - 6 危険作業の実施に当たっては、安全確保の観点から必ず複数名で実施しなければならない。また、作業に当たっては、統括責任者あるいは副責任者に事前に報告するものとする。

(発注者が求める有資格者)

- 第24条 業務履行上で必要な有資格者については、下記のとおりとする。ただし、本業務従業員1名が複数の資格を有する場合も可とする。

- (1) 廃棄物処理施設技術管理者(し尿・汚泥再生処理施設コース)
- (2) 特定化学物質作業主任者
- (3) 危険物取扱者(乙種第4類)
- (4) 有機溶剤作業主任者

- (5) 特別管理産業廃棄物管理責任者
  - (6) アーク溶接特別教育修了者
  - (7) 電気工事士（第1種もしくは第2種）
  - (8) 玉掛け技能講習修了者（クレーン運転業務特別教育修了者）
  - (9) 第2種酸素欠乏危険作業主任者
  - (10) フォークリフト運転技能講習者
  - (11) その他、業務を履行するのに受注者が必要とする資格
- 2 有資格者が変更、交代が必要なときは、原則として20日前までに有資格者証の写しを添えて発注者に提出し、承諾を受けるものとする。
  - 3 発注者は、業務遂行にあたり不適切と認められる者については、発注者と受注者で協議の上交代させることができる。

（緊急事態発生時等の対応）

- 第25条 受注者は、予め自然災害及び事故等の緊急事態発生に備え、従業員を非常招集できる体制を確立し、その体制を発注者に届け出なければならない。
- 2 受注者は、緊急事態発生において発注者等の連絡を受けてから、2名以上の従業員が60分以内に現場へ到着し対応が図れる体制としなければならない。
  - 3 宇和島市において災害対策本部が設置された時又は発注者からの要請があった時は、予め定めた非常配置計画に従い、速やかに従業員を所定の場所に配備しなければならない。
  - 4 受注者は、次の相当する自然災害が発生した場合は、直ちに各施設の被害状況等を発注者に報告するものとする。
    - (1) 震度4以上の地震。
    - (2) 時間雨量が20mmを超え、総雨量が150mmを超えたとき。
  - 5 受注者は、緊急事態発生時、第27条（6）（15）に基づき、緊急時の対応に関することを迅速かつ確実に実行しなければならない。
  - 6 受注者は、適正な施設運転管理の元において、性能に影響を及ぼすような緊急的な不具合が設備機器に発生した場合は、被害を最小限にとどめる措置をするとともに、発注者へ速やかに報告し、発注者の指示により対応するものとする。
  - 7 受注者は、緊急事態が発生した場合には、直ちに業務従事者を所定の場所に配置して適切な措置を講ずるとともに、発注者に直ちに連絡すること。
  - 8 受注者は、緊急事態発生時の対応措置について、発注者に書面で速やかに報告すること。
  - 9 受注者は、緊急事態が発生した場合には、人身の安全を確保するとともに、環境及び施設へ与える影響を最小限に抑えるように施設を安全に停止させるなど、二次災害の防止に努めること。

（教育及び訓練）

- 第26条 受注者は、本業務に従事する者に対して、新規入場者教育・安全教育・社内研修を適宜実施し、必要な知識の習得及び技能の向上を図らなくてはならない。
- 2 受注者は、緊急事態発生時に備え、年間1回以上自主訓練を行うものとする。
  - 3 受注者は、本条第2項の実施について、発注者に教育訓練計画書及び教育訓練実施報告書を提出するものとする。

## 第6章 提出書類

(提出書類)

第27条 受注者は、業務履行に当たり次の書類を定められた期間内に提出しなければならない。

- (1) 着手届
- (2) 総括責任者・副総括責任者選任届
- (3) 業務従事者名簿
- (4) 職務分担届
- (5) 業務完了届
- (6) 緊急時連絡体制表
- (7) 資格取得者名簿
- (8) 有資格証明書の写し
- (9) 安全衛生管理組織図
- (10) 運転業務実施計画書
- (11) 保守点検業務実施計画書
- (12) 施設等機能確認報告書(業務着手前)
- (13) ユーティリティ調達計画書(当該年度及び当該月)
- (14) 定期整備計画書
- (15) 非常配置計画書
- (16) 教育訓練計画書
- (17) 実施事業計画書(10カ年計画)
- (18) その他、発注者が指示する書類

(業務書類等の提出期限)

第28条 受注者は、当該月に係る運転業務実施計画書を前月末に提出すること。また、業務完了報告書を翌月の10日までに提出しなければならない。なお、年度末における報告書は当該年度の末日までとする。

2 業務完了報告書には次の報告書を添付しなければならない。

- (1) 運転管理月報
  - (ア) 受入量報告書
  - (イ) 稼働状況報告書
  - (ウ) 薬剤等使用量報告書
  - (エ) 放流水・全リン・全窒素測定値集計表
  - (オ) 運転管理作業実績表
  - (カ) 搬入・搬出月報
  - (キ) 脱水し渣・脱水汚泥等の搬出(積込)量報告書
  - (ク) ユーティリティ調達月報
- (2) 作業状況報告書及び週報
- (3) 計装機器点検表
- (4) 整備報告書

- (5) 故障等緊急対応・措置月報
- (6) 是正計画書及び報告書（第21条に該当した場合のみ）
- (7) 教育訓練実施報告書
- (8) 施設等機能確認報告書（業務実施中、委託期間終了時）
- (9) 貸与物品の台帳

3 受注者は、次に掲げる書類を準備しなければならない。

- (1) 受入状況日報
- (2) 前処理関係運転日誌
- (3) 主処理槽関係運転日誌
- (4) 水質分析日報
- (5) 資源化設備運転日誌

（業務の報告）

第29条 受注者は、毎週及び毎月定められた日に発注者に対し業務実施状況の報告を行わなければならない。

2 受注者は、業務記録など業務の履行又は確認に必要な書類を整備し、発注者が提出を求めた場合は、速やかに提出しなければならない。ただし、受注者の機密に関する事項の場合はこの限りではない。



## 第7章 業務提案等

(受注者による効率化方策の提案等)

第30条 受注者は、本業務を効率的、効果的に遂行するために、設備の設置及び既存設備の改良を、発注者に対して提案することができる。

- 2 発注者は、受注者の提案内容を検討し、承諾又は不承諾の通知を行うものとする。
- 3 受注者は、提案が承諾された場合、設備の設置又は既存設備の改良工事を行い、その概要について発注者へ報告するものとする。
- 4 前項の設備の委託期間終了時の取り扱いについては、発注者及び受注者が協議して定めるものとする。

## 第8章 施設機能の確認

(施設機能の確認)

第31条 業務着手前日までの間に、発注者及び受注者は、双方立会いのもと、業務着手前の機能等の確認を行う。なお、確認すべき項目については、発注者及び受注者が協議して定めるものとする。

2 受注者は、前項の機能確認の完了後、その確認結果を記載した「施設等機能確認報告書（業務着手前）」を作成し、業務着手日の前日までに提出しなければならない。

3 発注者又は受注者は、必要があると認めるときは業務実施中のいつでも、相手方に対し、施設等の全部又は一部の機能確認の立会を求めることができるものとする。この場合においては、速やかに、双方立会いのもとで機能確認を行わなければならない。

4 受注者は、前項の機能確認の完了後、その確認結果を記載した「施設等機能確認報告書（業務実施中）」を作成し、機能確認完了の日から14日以内に提出しなければならない。

5 本条第3項の機能確認の結果、所定の機能が確保されていないと認められるときは、双方協議して修繕、更新その他必要な措置を定めるものとし、その原因が受注者によるものについては受注者の負担で対応しなければならない。

6 委託期間終了時（契約更新となる場合を除く。）もしくは発注者又は受注者が契約を解除しようとするときは、委託期間終了日の30日前から委託期間終了日までの間に、発注者及び受注者は、双方立会いのもと、本条第2項及び第4項の「施設等機能確認報告書」をもとに施設の機能確認を行うものとする。

7 受注者は、前項の機能確認の完了後、その確認結果を記載した「施設等機能確認報告書（委託期間終了時）」を作成し、委託期間終了日までに提出しなければならない。

なお、当該機能確認の結果、所定の機能が確保されていないと認められるときは、双方協議して修繕、更新その他必要な措置を定めるものとし、その原因が受注者によるものについては委託期間終了日までに受注者の負担で対応しなければならない。

## 第9章 業務の引継

(業務の引継)

第32条 契約締結日から令和5年3月31日までの期間を準備期間とし、受注者は選任する総括責任者及び副総括責任者に本業務の研修を受けさせ、業務着手までにセンター職員及び前のセンター維持管理業者から引継ぎ等を完了させておかなければならない。ただし、準備期間に要した経費は受注者の負担とする。

- 2 本契約終了後に受注者が交代する場合には、受注者が委託期間を通じて作成した引継書を、次の受注者に引き渡さなければならない。
- 3 受注者は、次の受注者に対して必要な研修を行い、知的財産権等に抵触しない限り、本業務にて知り得たあらゆるデータ、技術、性能等を伝えなければならない。
- 4 前項にて実施する研修期間は、新たな委託期間が始まる前に2ヶ月間以上設けなければならない。
- 5 本条第1項、第2項及び第3項の引継項目は下記のとおりとする。
  - (1) 総合運転方法
  - (2) 各機器の運転方法
  - (3) 各機器の調整法及び調節状況
  - (4) 運転上の特別な操作
  - (5) その他必要事項
- 6 受注者は、引継事項が適切に文章化され、運転管理上必要と認められる過去の運転データ・水质データ等を閲覧することができる。

## 第10章 検査

### (業務完了検査)

第33条 受注者は、当該月及び当該年度及び委託期間が終了した時に発注者の業務完了検査を受けなければならない。

2 前項に掲げる検査は以下のとおり実施するものとする。

(1) 委託期間の最終月における当該月の検査及び当該年度の検査は、契約期間満了に伴う業務完了検査と併せて行うことができるものとする。

(2) 受注者は、業務完了検査を受けるときは、第28条第2項の書類を提出しなければならない。

### (業務の是正)

第34条 発注者は、第33条による検査結果を受注者に提示するものとする。

2 受注者は検査結果の提示を受けた後、発注者より指摘のあった項目について、速やかに是正計画を策定し、発注者の承諾を得た後実施しなければならない。なお、発注者は委託期間終了後でもその是正を求めることができるものとする。

### (業務履行の監視)

第35条 発注者は、受注者により実施される本業務の状況について必要な監視を行い、施設の運転管理の方法について協議し、必要に応じて運転業務実施計画書等を施設の現状に即した内容に改定するよう求めることができる。

この場合、履行状況の監視は、施設に備えられた測定機器により得られる諸データ及び受注者から提出される各種報告書等により行う。また、発注者は、必要に応じ、自らの負担において施設に係る調査を行うことができる。

## 第 1 1 章 雑則

### (事務室等の使用)

第 3 6 条 受注者は、中央制御室、大・小会議室、水質監視室、更衣室、シャワー室、トイレ、管理事務室、休息室、駐車場等センターの一部等を使用することが出来る。ただし、受注者の責任において管理を行わなければならない。事務室等の使用期間中、受注者の責で汚損等があった場合には、受注者の費用で直ちに修復しなければならない。

- 2 受注者が使用する電話に関しては受注者が新たに設置するものとする。
- 3 事務室等の火災防止のために、火気等について適正な取り扱いをしなければならない。

### (貸与品)

第 3 7 条 受注者は、貸与された物品について台帳を作成し、その保管状況を明確にしておかなければならない。

- 2 貸与品を損傷、又は紛失した場合には、受注者がこれを弁償する。

### (従業員の服装)

第 3 8 条 従業員には、清潔で作業に安全な服装をさせ、受注者の従業員であることを明示する社章・名札を着用させること。

- 2 業務従事者は、作業上義務付けられた安全用具、ヘルメット、防塵マスク、名札、作業服、作業靴（安全靴）等を使用し又は着用すること。

### (秘密等の保持)

第 3 9 条 受注者は、業務上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。なお、本業務の契約満了後も同様とする。

### (疑義)

第 4 0 条 本要求水準書に疑義又は定めのない事項が生じた場合は、発注者と受注者とが協議の上、これを定めるものとする。

## し尿・浄化槽汚泥の想定量及び性状（第 1 条第 2 項関連）

第 1 条第 2 項に記載のし尿・浄化槽汚泥の想定量及び性状は以下のとおりである。

## 1 想定量（年間）

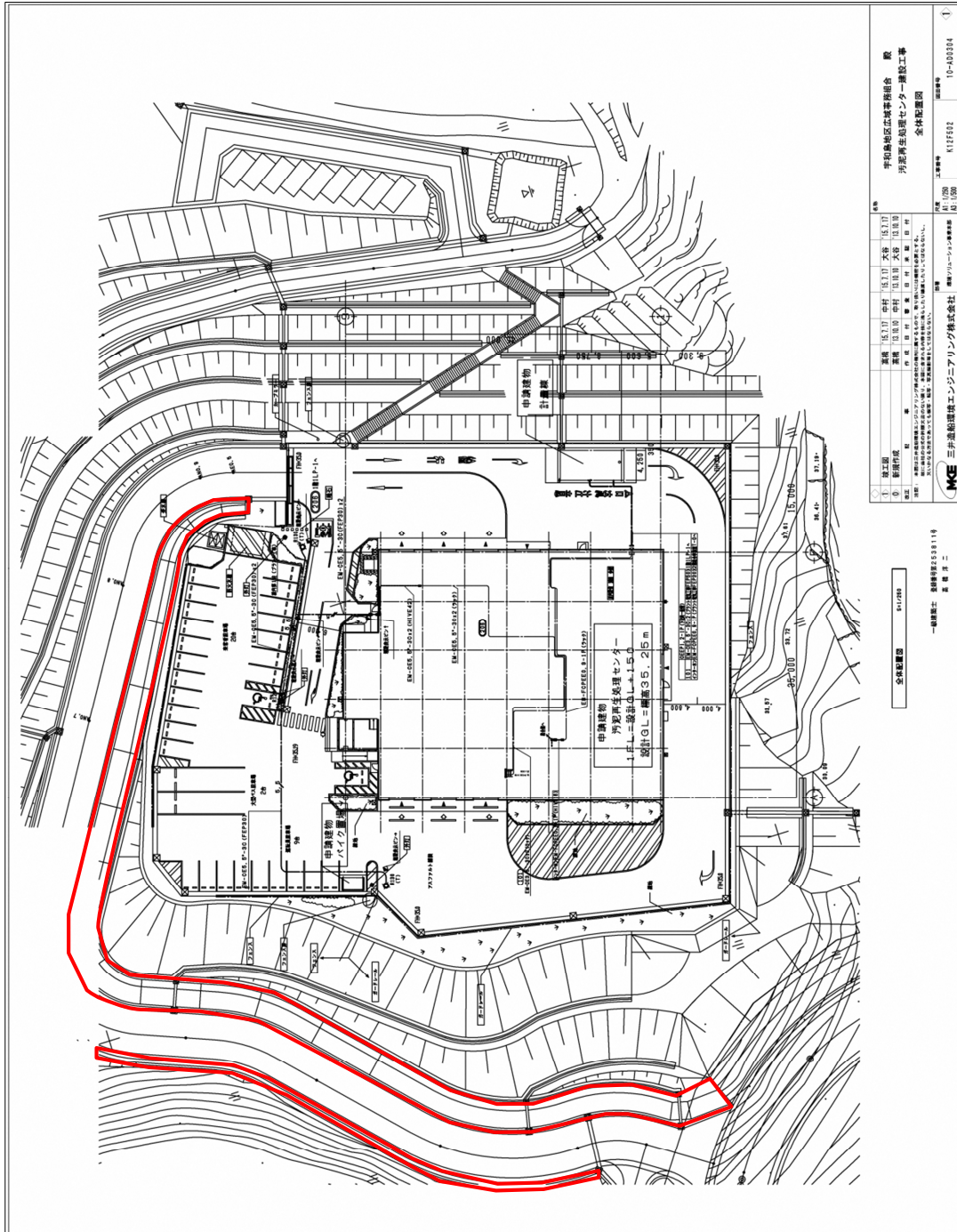
年度	し尿	浄化槽汚泥	合計
令和 5 年度（2023 年度）	35,300 kL	30,200 kL	65,500 kL
令和 6 年度（2024 年度）	35,300 kL	30,200 kL	65,500 kL
令和 7 年度（2025 年度）	35,300 kL	30,200 kL	65,500 kL
令和 8 年度（2026 年度）	35,300 kL	30,200 kL	65,500 kL
令和 9 年度（2027 年度）	35,300 kL	30,200 kL	65,500 kL
令和 10 年度（2028 年度）	35,300 kL	30,200 kL	65,500 kL
令和 11 年度（2029 年度）	35,300 kL	30,200 kL	65,500 kL
令和 12 年度（2030 年度）	35,300 kL	30,200 kL	65,500 kL
令和 13 年度（2031 年度）	35,300 kL	30,200 kL	65,500 kL
令和 14 年度（2032 年度）	35,300 kL	30,200 kL	65,500 kL
令和 15 年度（2033 年度）	35,300 kL	30,200 kL	65,500 kL
令和 16 年度（2034 年度）	35,300 kL	30,200 kL	65,500 kL
令和 17 年度（2035 年度）	35,300 kL	30,200 kL	65,500 kL

## 2 想定性状

項目	し尿	浄化槽汚泥
pH	7.2	7.3
BOD	4,900 mg/L	2,300 mg/L
COD	3,300 mg/L	3,000 mg/L
SS	8,000 mg/L	5,400 mg/L
T-N	1,300 mg/L	540 mg/L
T-P	200 mg/L	83 mg/L
Cl <sup>-</sup>	1,100 mg/L	420 mg/L

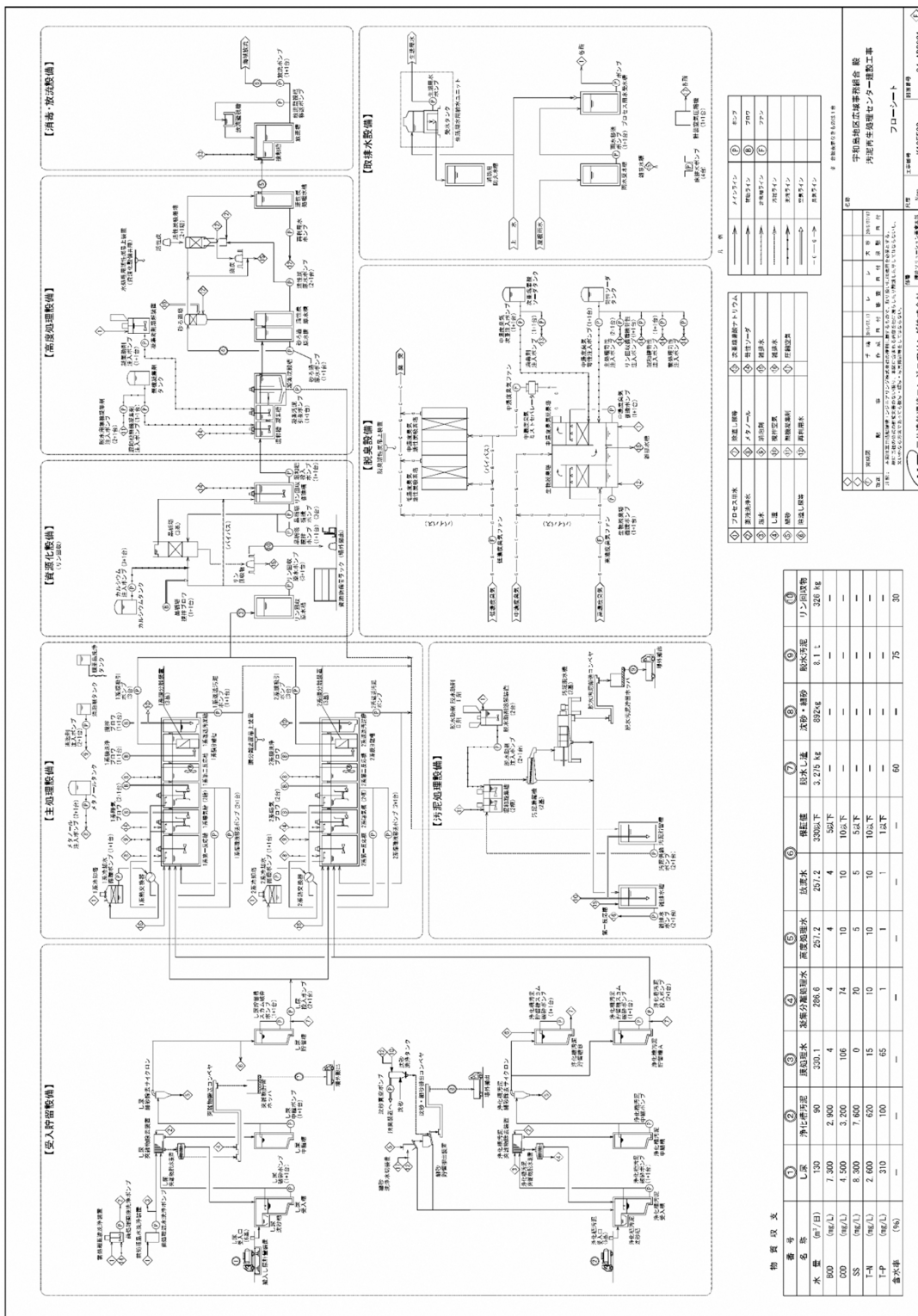
### 施設配置図（第2、16条関連）

第2条に記載の施設配置図は以下のとおりである。また、第16条におけるその他業務のセンター周辺草刈業務は、以下の赤枠部分を対象とする。



フローシート (第2条関連)

第2条に記載のフローシートは以下のとおりである。





## 点検項目（第7条第1項関連）

### 1 共通作業内容

業務に関する機器及び装置に共通する作業の内容は、次のとおりとする。

#### (1) 日常点検

日常の点検及び記録の内容は次のとおりとする。

- (ア) 各処理水槽エア－流量計、pH計等の点検清掃作業
- (イ) ドラムスクリーン、スクリュープレス及び細砂除去装置等点検清掃作業
- (ウ) 生物脱臭塔及び中濃度臭気脱臭塔のノズル点検清掃作業
- (エ) 脱水機洗浄点検作業
- (オ) 浸漬平膜の洗浄及び点検作業
- (カ) 日報その他による点検

#### (2) 保全整備内容

保全整備の内容は次のとおりとする。

- (ア) 運転計画書、機器取扱説明書及び操作説明書に基づく各種施設の保全整備
- (イ) 各コンベヤの点検整備
- (ウ) 破砕機の切歯の肉盛り・交換
- (エ) 浸漬平膜の交換
- (オ) 脱臭設備のろ材の交換
- (カ) 小型電動機軸受等の交換
- (キ) モーノポンプステーター等の交換
- (ク) ダイヤフラム、ストレーナー等の交換
- (ケ) 各種バルブ、配管の交換
- (コ) 脱臭ファン内部点検清掃作業
- (サ) 非常用発電機の点検整備
- (シ) 汚泥搬送車の点検、オイル交換
- (ス) 各機器のオイル等交換、補充
- (セ) 薬剤、その他消耗品類補充
- (ソ) 各機器の運転周期に伴う切り替え運転及び試運転
- (タ) 定期点検整備時及び停止時(故障時を含む。)における負荷の切換え作業
- (チ) 機器停止期間中の点検整備、清掃及び各種保安装置等の運転試験
- (ツ) 発注者が行う修繕工事等の立会
- (テ) 各設備の主要機器に係る点検整備業務（年1回）

#### (3) その他発注者が指示する事項

## 2 調整及び交換

受注者は、次の調整及び交換を実施するものとする。

- (1) 各機器等の消耗品の交換・調整・オイル交換
- (2) 各機器等のグリースアップ
- (3) pH計、DO計等の計測器の洗浄及び校正
- (4) 各流入量、空気量の調整（活性炭交換作業も含む。）

## 法定点検等（第 7 条第 2 項関連）

第 7 条第 2 項に記載の法定点検の内容は以下のとおりである。

### 1 消防設備点検

消防法第 17 条の 3 の 3 に基づき以下のとおり点検を実施し、記録を保存しなければならない。

#### (1) 点検の種類及び期間

消防法施行規則第 31 条の 6 及び平成 16 年消防庁告示第 9 号に基づき、機器 6 月総合点検は 1 年ごとに点検を行うものとする。

#### (2) 消防長への報告

消防設備等について、総務省令で定めるところにより、3 年に 1 回点検結果を宇和島地区広域事務組合 消防長に報告しなければならない。

#### (3) 点検を行うことのできる者

消防設備等の点検に関し必要な知識及び技能を修得することができる講習であって、消防庁官の登録を受けた法人の行うものの課程を修了し、当該登録講習機関が発行する消防設備等の点検に関し必要な知識及び技能を修得したことを証する書類の交付を受けているもの。

#### (4) 対象施設

区分	項目	数量
消火器	粉末消火器（加圧式）	19 個
自動火災報知設備	受信機（P 型 1 級）	1 面
	発信機（P 型 1 級）	5 個
	感知器	146 個
	音響装置（鳴動方式）	1 式
屋内消火栓設備	加圧送水装置	1 式
	制御装置	1 式
	圧力計・連成計	1 式
	起動スイッチ	1 式
	消火栓（1 号）	5 個
非常電源設備	自家発電設備（135KVA）	1 台
誘導灯及び誘導標識	誘導灯	22 灯

#### (5) 自家発電設備

昭和 50 年 10 月 16 日消防庁告示第 14 号に基づき、機器点検を半年に 1 回、総合点検を 1 年に 1 回行うと共に、消耗品の交換を行うこと。

2 搬入し尿計量器

計量法第 19 条に基づき以下のとおり定期検査を実施しなければならない。

(1) 定期検査の実施時期

計量法第 21 条及び同施行令 11 条に基づき、2 年に 1 回定期検査を実施するものとする。

(2) 定期検査の合格条件

(ア) 都道府県知事もしくは指定定期検査機関による検定証印等が付されていること。

(イ) 性能が経済産業省令（検則 44 条）で定める技術上の基準に適合すること。

(ウ) 器差が経済産業省令（検則 45 条）で定める使用公差を超えないこと。

(3) 対象施設

搬入し尿計量装置（ロードセル式ピットレス型：最大秤量 25 t）1 基

### 3 クレーン

クレーン等定期自主検査はクレーン等安全規則第34条及び第35条に基づいて以下のとおり検査を実施し、記録を保存しなければならない。

#### (1) 検査内容は次のとおりとする。

##### 年次検査

- (ア) 構造部分、機械部分、電気部分の異常の有無
- (イ) ワイヤロープ又はつりチェーンの異常の有無
- (ウ) つり具の異常の有無
- (エ) 基礎の異常の有無

##### 月次検査

- (ア) 巻過防止装置その他の安全装置、過負荷警報装置その他の警報装置、ブレーキ及びクラッチの異常の有無
- (イ) ワイヤロープ及びつりチェーンの損傷の有無
- (ウ) フック、クラブバケット等のつり具の損傷の有無
- (エ) 配線、集電装置、配電盤、開閉器及びコントローラの異常の有無
- (オ) ケーブルクレーンにあつては、メインロープ、レールロープ（架空索）及びガイロープを緊結している部分の異常の有無及びウインチの据付けの状態

#### (2) 検査記録事項は次のとおりとする。

- (ア) 検査年月日
- (イ) 検査方法
- (ウ) 検査箇所
- (エ) 検査の結果
- (オ) 検査を実施した者の氏名
- (カ) 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容

#### (3) 対象機器

対象機器は以下のとおりである。

名称	品名	定格荷重
膜分離装置吊上装置	電気トロリ式電気チェーンブロック	2.0 t
水処理活性炭吊上装置	電気トロリ式電気チェーンブロック	2.0 t
脱臭活性炭吊上装置	電気トロリ式電気チェーンブロック	1.0 t
マシンハッチ用吊上装置	電気トロリ式電気チェーンブロック	1.5 t

4 エレベーター及びダムウェーター

建築基準法第12条第3項及び建築基準法第8条に基づき以下のとおり定期検査及び点検・整備を実施し、その検査結果を特定行政庁に報告するとともに、結果を保存しなければならない。

(1) 定期検査

国土交通省令で定めるところにより、1回/年、一級建築士若しくは二級建築士又は国土交通大臣が定める資格を有する者に検査をさせ、その検査結果を特定行政庁に報告しなければならない。

(2) 維持保全

昇降機の維持及び運行の管理に関する指針に基づき、専門技術者による点検その他必要な整備又は補修を行わなければならない。

(3) 対象施設

エレベーター及びダムウェーター各1基

5 自動ドア

自動ドアの点検要領は以下のとおりとする。

(1) 実施頻度

4回/年とする。

(2) 点検内容

駆動・制御・動力・作動装置

- (ア) チェーンの締付・張り・摩耗
- (イ) 駆動装置の締付
- (ウ) 開閉速度
- (エ) 開き保持時間
- (オ) 開閉力

懸架部・ドア・サッシ部

- (ア) レールの締付・曲り・摩耗
- (イ) 吊り車の摩耗・締付
- (ウ) 扉の下がり
- (エ) 戸当たりゴムの摩耗
- (オ) ドアとガイドレールの間隙
- (カ) 異音等

検出部・電源回路

- (ア) センサーの検出機能
- (イ) 感度の設定
- (ウ) 補助光線の機能等
- (エ) 電源・電圧
- (オ) 電線支持・接続・損傷等

(3) 対象施設

施設来客用玄関 2箇所

6 シャッター

シャッターの点検要領は以下のとおりとする。

(1) 実施頻度

1回/年とする。

(2) 点検内容

駆動装置

ベルトの劣化

ベアリング、ボルト、スプリング等の部品

ケース、パネル

目視確認

動作確認

上昇、下降、停止の動作

上昇、下降速度

安全装置の作動

マイクロ波センサーの作動

非常停止の作動

手動操作の確認

その他

清掃

(3) 対象施設

搬入車出入口 9箇所

1階機器搬入口 1箇所

2階機器搬入口 1箇所



## 7 フォークリフト

フォークリフトの点検要領は以下のとおりとする。

### (1) 実施頻度

始業点検

作業開始前

月次検査

1回/月とする。

特定自主検査（年次検査）

1回/年とする。

### (2) 点検内容

始業点検

制動装置及び操縦装置の機能

荷役装置及び油圧装置の機能

車輪の異常の有無

前照灯、後照灯、方向指示器及び警報装置の機能

月次検査

制動装置、クラッチ及び操縦装置の異常の有無

荷役装置及び油圧装置の異常の有無

ヘッドガード及びバックレストの異常の有無

特定自主検査（年次検査）※

原動機の異常の有無

動力伝達装置の異常の有無

走行装置の異常の有無

操作装置の異常の有無

制動装置の異常の有無

荷役装置の異常の有無

油圧装置の異常の有無

電気系統の異常の有無

車体・ヘッドガード・バックレスト・警報装置・方向指示器・灯火装置及び計器の異常の有無

※公益社団法人・建設荷役車両安全技術協会が主催する研修を受講することで取得できる「事業内検査者」の有資格者により実施すること

8 その他建築設備

空調・換気設備、照明設備の点検を定期的に行い、必要に応じて補修交換等を行うこと。

## 水槽の清掃及び防食状況の確認・記録（第7条第4項関連）

受注者は、次に示す水槽の清掃作業及び防食状態の確認・記録を行うこと。

- 1 し尿沈砂槽  
1回/週 清掃（沈砂除去装置使用）  
1回/年 防食確認
  
- 2 浄化槽汚泥沈砂槽  
1回/週 清掃（沈砂除去装置使用）  
1回/年 防食確認
  
- 3 し尿受入槽  
1～2回/週 清掃（不純物〈スカム〉の吸い上げ）  
1回/2年 防食確認
  
- 4 浄化槽汚泥受入槽  
1～2回/週 清掃（不純物〈スカム〉の吸い上げ）  
1回/2年 防食確認
  
- 5 し尿中継槽  
2回/年 清掃（高圧洗浄）、防食確認
  
- 6 浄化槽汚泥中継槽  
2回/年 清掃（高圧洗浄）、防食確認
  
- 7 その他水槽（し尿貯留槽・浄化槽汚泥貯留槽）  
1回/2年 清掃（高圧洗浄）、防食確認
  
- 8 晶析塔（A塔、B塔、C塔）  
1回/月（A塔、B塔、C塔交替で実施） 清掃

※防食確認とは槽内に入っでの確認作業とする。

## 水質及び汚泥性状の分析（第8条第2項関連）

受注者は、次に示す項目の水質及び汚泥性状の分析を行い、発注者に報告しなければならない。なお、水質等に異常が見られた場合はこの限りではない。また、法定分析については発注者が行うものとする。

### 1 搬入し尿・浄化槽汚泥

受注者は、搬入し尿及び浄化槽汚泥について、pH、BOD、COD、SS、T-N、T-P、Cl<sup>-</sup>の各項目を1回/月の頻度で分析しなければならない。

### 2 水処理工程

項目	曝気槽	膜分離層	リン回収 原水槽	リン回収 循環槽	凝集沈殿 槽上澄液	活性炭原 水槽	放流水	返送 汚泥槽	汚泥 貯留槽
温度	3回/週	3回/週	-	5回/週	-	-	5回/週	-	-
pH	3回/週	3回/週	-	-	-	-	5回/週	-	-
NH <sub>4</sub> -N	3回/週	3回/週	-	-	-	-	1回/週	-	-
NO <sub>3</sub> -N	3回/週	3回/週	-	-	-	-	1回/週	-	-
PO <sub>4</sub> -P	-	-	5回/週	5回/週	1回/週	-	1回/週	-	-
SS(水中)	-	-	-	-	2回/週	-	2回/週	-	-
COD	-	-	-	-	-	1回/週	1回/週	-	-
残塩	-	-	-	-	-	-	5回/週	-	-
色度	-	-	-	-	-	-	5回/週	-	-
MLSS	5回/週	-	-	-	-	-	-	-	-
SS(混合)	-	-	-	-	-	-	-	1回/週	2回/週

### 3 脱水汚泥及び脱水し渣

項目	脱水汚泥	脱水し渣
含水率	5回/週	1回/週

## 悪臭の測定項目（第 8 条第 4 項、第 20 条第 3 項関連）

受注者は、次に示す項目の測定を行い、発注者に報告しなければならない。

### （1）測定場所及び測定回数

測定場所は脱臭装置出口及び敷地境界線とし、測定回数は晴天日 2 回／年とする。

### （2）測定項目

第 20 条第 1 項のとおりとする。

## 定期整備（第10条第3項関連）

受注者が行う定期整備項目（定期整備内容及び予定年度）は次頁のとおりとする。

定期整備項目（定期整備内容及び予定年度）

- 4：支障なし
- 3：軽微な劣化があるが、機能に支障なし
- 2：劣化が進んでいるが、機能回復が可能である
- 1：劣化が進み、機能回復が困難である

- △：部品納入
- ：診断、点検
- ◎：整備（補修、部品交換）、清掃
- ：更新、防食補修

設備	機器名称	整備の分類	整備周期	前回整備	健全度	備考	今後の整備計画																交付金対象			
							2022年(R4)	2023年(R5)	2024年(R6)	2025年(R7)	2026年(R8)	2027年(R9)	2028年(R10)	2029年(R11)	2030年(R12)	2031年(R13)	2032年(R14)	2033年(R15)	2034年(R16)	2035年(R17)	2036年(R18)	2037年(R19)		2038年(R20)		
【受入貯留設備 前処理工程】	搬入し尿計量装置	診断整備更新	2年 2年 23年	2021年 7月	4	0リング他消耗品 法定点検		○ ◎			○ ◎		○ ◎			○ ◎			○ ◎			●			対象外	
	し尿受入口A	診断整備更新	10年 3年 25年	—	4	フラッシュ弁		◎	○		◎		◎			◎			○	◎				◎	対象外	
	し尿受入口B	診断整備更新	10年 3年 25年	2019年	4	フラッシュ弁		◎	○		◎		◎			◎			○	◎				◎	対象外	
	し尿受入口C	診断整備更新	10年 3年 25年	2019年	4	フラッシュ弁			○ ◎			◎		◎			◎			○		◎				対象外
	し尿受入口D	診断整備更新	10年 3年 25年	2020年	4	フラッシュ弁			○ ◎			◎		◎			◎			○		◎				対象外
	し尿受入口E	診断整備更新	10年 3年 25年	2019年	3	フラッシュ弁	●		○	◎					◎				○ ◎			◎				対象外
	し尿受入口F	診断整備更新	10年 3年 25年	2019年	3	フラッシュ弁	●		○	◎					◎				○ ◎			◎				対象外
	浄化槽汚泥受入口A	診断整備更新	10年 3年 25年	2020年	4	フラッシュ弁			◎	○		◎		◎			◎			○	◎				◎	対象外
	浄化槽汚泥受入口B	診断整備更新	10年 3年 25年	2021年	4	フラッシュ弁				○ ◎		◎		◎			◎			○		◎				対象外
	浄化槽汚泥受入口C	診断整備更新	10年 3年 25年	—	4	フラッシュ弁				○ ◎		◎		◎			◎			○		◎				対象外
	浄化槽汚泥受入口D	診断整備更新	10年 3年 25年	—	4	フラッシュ弁				○ ◎		◎		◎			◎			○		◎				対象外
	浄化槽汚泥受入口E	診断整備更新	10年 3年 25年	2017年	3	フラッシュ弁	●		○	◎			◎			◎			○ ◎			◎				対象外
	浄化槽汚泥受入口F	診断整備更新	10年 3年 25年	—	3	フラッシュ弁	●		○	◎					◎				○ ◎			◎				対象外
	沈砂洗浄タンク	診断整備更新	10年 4年 25年	2021年	4	ピンチ弁			◎	○		◎			◎					○ ◎						対象外
	沈砂真空ブロワ	診断整備更新	10年 5年 23年	2021年 9月	4	軸受, シール, パッキン, ライナー, フリंगा他消耗品					○ ◎				◎							○ ◎	●			対象
	し尿破砕ポンプ	診断整備更新	10年 2年 22年	2020年	3	切刃, 破砕羽根車, シュラウド ドリング, 格子他消耗品	◎			◎					◎			◎				◎	●		◎	対象
	し尿破砕ポンプS	診断整備更新	10年 2年 23年	2019年	4	切刃, 破砕羽根車, シュラウド ドリング, 格子他消耗品		◎		◎		◎		◎			◎					◎	●			対象
	浄化槽汚泥破砕ポンプ	診断整備更新	10年 2年 22年	2019年	3	切刃, 破砕羽根車, シュラウド ドリング, 格子他消耗品	◎			◎				◎			◎					◎	●		◎	対象
	浄化槽汚泥破砕ポンプS	診断整備更新	10年 2年 23年	2019年	4	切刃, 破砕羽根車, シュラウド ドリング, 格子他消耗品		◎		◎		◎		◎			◎					◎	●			対象
し尿夾雑物除去装置	診断整備更新	6年 3年 22年	2020年 1月	4	パッキン, 軸受, シール, スクリーン素子他消耗品			○ ◎		◎					◎						◎	●			対象	
し尿夾雑物除去装置洗浄ファン	診断整備更新	6年 3年 22年	2020年 1月	4	軸, 軸受他消耗品			○ ◎		◎					◎						◎	●			対象	
し尿夾雑物脱水装置	診断整備更新	6年 3年 22年	2020年 1月	4	パッキン, 軸受, プッシュ, プレスサーヘッド他消耗品			○ ◎		◎					◎						◎	●			対象	

設備	機器名称	整備の分類	整備周期	前回整備	健全度	備考	今後の整備計画																交付金対象
							2022年(R4)	2023年(R5)	2024年(R6)	2025年(R7)	2026年(R8)	2027年(R9)	2028年(R10)	2029年(R11)	2030年(R12)	2031年(R13)	2032年(R14)	2033年(R15)	2034年(R16)	2035年(R17)	2036年(R18)	2037年(R19)	
【受入貯留設備 前処理工程】	し尿油圧ユニット	診断整備更新	6年 3年 22年	2020年 1月	4	オイル		○ ◎			◎		○ ◎			◎			●			対象	
	浄化槽汚泥夾雑物除去装置	診断整備更新	6年 3年 23年	2018年	3	パッキン, 軸受, シール, スクリーン素子他消耗品			○ ◎			◎		○ ◎			◎			●		対象	
	浄化槽汚泥夾雑物除去装置洗浄ファン	診断整備更新	6年 3年 23年	2018年	3	軸, 軸受他消耗品			○ ◎			◎		○ ◎			◎			●		対象	
	浄化槽汚泥夾雑物脱水装置	診断整備更新	6年 3年 23年	2018年	3	パッキン, 軸受, プッシュ, プレッサーヘッド他消耗品			○ ◎			◎		○ ◎			◎			●		対象	
	浄化槽汚泥油圧ユニット	診断整備更新	6年 3年 23年	2018年	3	オイル			○ ◎			◎		○ ◎			◎			●		対象	
	前処理温水洗浄装置	診断整備更新	20年 — 25年	—	4													○				対象外	
	前処理温水洗浄ポンプ	診断整備更新	10年 — 23年	—	4				○									○			●	対象	
	前処理温水洗浄ポンプS	診断整備更新	10年 — 23年	—	4				○									○			●	対象	
	前処理薬液洗浄装置	診断整備更新	20年 — 25年	—	4													○				対象外	
	前処理薬液洗浄ポンプ	診断整備更新	20年 — 23年	—	4													○			●	対象	
	前処理苛性注入ポンプ	診断整備更新	20年 — 23年	—	4													○			●	対象	
	夾雑物搬送コンベヤ	診断整備更新	10年 10年 23年	—	4				○ ◎										○ ◎			●	対象
	夾雑物貯留ホッパ	診断整備更新	10年 20年 22年	—	4				○									○			●	対象	
	し尿中継ポンプ	診断整備更新	7年 7年 22年	2021年 9月	4	パッキン, 軸受, スリーブ, メカン他消耗品							○ ◎							●		対象	
	し尿中継ポンプS	診断整備更新	7年 7年 23年	2021年 9月	4	パッキン, 軸受, スリーブ, メカン他消耗品							○ ◎							●		対象	
	浄化槽汚泥中継ポンプ	診断整備更新	7年 7年 22年	2021年 9月	4	パッキン, 軸受, スリーブ, メカン他消耗品							○ ◎							●		対象	
	し尿細砂除去サイクロン	診断整備更新	3年 3年 22年	2021年 9月	4				○			○			○					●			対象
	浄化槽汚泥細砂除去サイクロン	診断整備更新	6年 6年 22年	2021年 9月	4							○								●			対象
	細砂洗浄水切装置	診断整備更新	6年 3年 22年	2019年 1月	4	グランドパッキン, 軸受, 洗浄ノズル, 洗浄ブラシ 他消耗品			○ ◎			○ ◎		○ ◎				○ ◎			●		対象
	細砂貯留排出装置	診断整備更新	8年 8年 23年	2021年 9月	4	グランドパッキン							○ ◎								●		対象
沈砂・細砂排出コンベヤ	診断整備更新	10年 10年 23年	—	4	グランドパッキン										◎					●		対象	
【貯留設備】	し尿投入ポンプA	診断整備更新	3年 3年 22年	2020年 1月	4	ローター, ステーター, PAシール他消耗品			○ ◎		○ ◎		○ ◎			○ ◎			●			対象	
	し尿投入ポンプB	診断整備更新	3年 3年 23年	—	3	ローター, ステーター, PAシール他消耗品			○ ◎			○ ◎		○ ◎			○ ◎			●		対象	
	し尿投入ポンプS	診断整備更新	3年 3年 22年	2020年 1月	4	ローター, ステーター, PAシール他消耗品			○ ◎		○ ◎		○ ◎			○ ◎			●			対象	
	浄化槽汚泥投入ポンプA	診断整備更新	1~2年 1~2年 22年	2021年 1月	3	ローター, ステーター, PAシール他消耗品	◎		○ ◎		○ ◎		○ ◎		○ ◎		○ ◎			●		○ ◎	対象



設備	機器名称	整備の分類	整備周期	前回整備	健全度	備考	今後の整備計画																	交付金対象
							2022年(R4)	2023年(R5)	2024年(R6)	2025年(R7)	2026年(R8)	2027年(R9)	2028年(R10)	2029年(R11)	2030年(R12)	2031年(R13)	2032年(R14)	2033年(R15)	2034年(R16)	2035年(R17)	2036年(R18)	2037年(R19)	2038年(R20)	
【貯留設備】	浄化槽汚泥投入ポンプB	診断整備更新	1~2年 1~2年 22年	2021年 1月	3	ローター, ステーター, PAシール他消耗品	◎		◎	◎		◎	◎		◎	◎		◎	◎	●	◎		対象	
	浄化槽汚泥投入ポンプS	診断整備更新	1~2年 1~2年 23年	2021年 1月	3	ローター, ステーター, PAシール他消耗品	◎	◎		◎	◎		◎	◎		◎	◎		◎	◎		●	◎	対象
	し尿貯留槽スクラム破砕ポンプ	診断整備更新	6年 6年 22年	2020年 1月	4	メカシ, 軸受, スリーブ, シール, Vリング他消耗品				◎					◎						●			対象
	し尿貯留槽スクラム破砕ポンプS	診断整備更新	6年 6年 23年	2021年 9月	4	メカシ, 軸受, スリーブ, シール, Vリング他消耗品				◎						◎						●		対象
	浄化槽汚泥貯留槽Aスクラム破砕ポンプ	診断整備更新	6年 6年 22年	2020年 9月	4	メカシ, 軸受, スリーブ, シール, Vリング他消耗品				◎						◎					●			対象
	浄化槽汚泥貯留槽Aスクラム破砕ポンプS	診断整備更新	6年 6年 23年	-	3	メカシ, 軸受, スリーブ, シール, Vリング他消耗品	◎					◎										●		対象
	浄化槽汚泥貯留槽Bスクラム破砕ポンプ	診断整備更新	6年 6年 23年	-	3	メカシ, 軸受, スリーブ, シール, Vリング他消耗品	◎					◎										●		対象
	浄化槽汚泥貯留槽Bスクラム破砕ポンプS	診断整備更新	6年 6年 22年	2020年 10月	4	メカシ, 軸受, スリーブ, シール, Vリング他消耗品				◎						◎					●			対象
【主処理設備】	1系第一反応槽攪拌機	診断整備更新	7年 7年 23年	2021年 1月	4	オイルシール, バックシン, 軸受他消耗品						◎							◎			●		対象
	2系第一反応槽攪拌機	診断整備更新	7年 7年 23年	2021年 1月	4	オイルシール, バックシン, 軸受他消耗品						◎							◎			●		対象
	1系曝気攪拌装置A	診断整備更新	4年 8年 22年	2019年 6月	4	減速機付電動機, 軸受, シール他消耗品		◎				◎				◎					●			対象
	1系曝気攪拌装置B	診断整備更新	4年 8年 23年	2021年 1月	4	減速機付電動機, 軸受, シール他消耗品			◎				◎				◎					●		対象
	2系曝気攪拌装置A	診断整備更新	4年 8年 22年	2020年 3月	4	減速機付電動機, 軸受, シール他消耗品		◎				◎				◎					●			対象
	2系曝気攪拌装置B	診断整備更新	4年 8年 23年	2020年 9月	4	減速機付電動機, 軸受, シール他消耗品			◎				◎			◎					●			対象
	1系曝気ブロワA	診断整備更新	5年 5年 22年	2021年 1月	4	軸受, シール, バックシン, ライナー他消耗品				◎				◎							●			対象
	1系曝気ブロワB	診断整備更新	5年 5年 23年	2021年 1月	4	軸受, シール, バックシン, ライナー他消耗品				◎					◎							●		対象
	2系曝気ブロワA	診断整備更新	5年 5年 22年	2021年 1月	4	軸受, シール, バックシン, ライナー他消耗品				◎				◎							●			対象
	2系曝気ブロワB	診断整備更新	5年 5年 23年	2021年 1月	4	軸受, シール, バックシン, ライナー他消耗品				◎					◎							●		対象
	曝気ブロワS	診断整備更新	5年 5年 22年	2021年 1月	4	軸受, シール, バックシン, ライナー他消耗品				◎				◎							●			対象
	1系循環液移送ポンプA	診断整備更新	6年 3年 22年	2020年 9月	4	メカシ, 軸受, スリーブ, シール, Vリング他消耗品		◎			◎				◎						●			対象
	1系循環液移送ポンプB	診断整備更新	6年 3年 23年	2020年 9月	4	メカシ, 軸受, スリーブ, シール, Vリング他消耗品			◎			◎			◎			◎				●		対象
	1系循環液移送ポンプS	診断整備更新	6年 3年 22年	2020年 9月	4	メカシ, 軸受, スリーブ, シール, Vリング他消耗品		◎			◎				◎						●			対象
	2系循環液移送ポンプA	診断整備更新	6年 3年 22年	2020年 9月	4	メカシ, 軸受, スリーブ, シール, Vリング他消耗品		◎			◎				◎						●			対象
2系循環液移送ポンプB	診断整備更新	6年 3年 23年	2020年 9月	4	メカシ, 軸受, スリーブ, シール, Vリング他消耗品			◎			◎			◎			◎				●		対象	
2系循環液移送ポンプS	診断整備更新	6年 3年 22年	2020年 9月	4	メカシ, 軸受, スリーブ, シール, Vリング他消耗品		◎			◎				◎						●			対象	

設備	機器名称	整備の分類	整備周期	前回整備	健全度	備考	今後の整備計画															交付金対象				
							2022年(R4)	2023年(R5)	2024年(R6)	2025年(R7)	2026年(R8)	2027年(R9)	2028年(R10)	2029年(R11)	2030年(R12)	2031年(R13)	2032年(R14)	2033年(R15)	2034年(R16)	2035年(R17)	2036年(R18)		2037年(R19)	2038年(R20)		
【主処理設備】	1系熱交換器	診断整備更新	6年 6年 23年	2020年 1月	4	ガスケット				◎						◎						●			対象外	
	2系熱交換器	診断整備更新	6年 6年 23年	2020年 1月	4	ガスケット				◎						◎								●		対象外
	1系冷却塔	診断整備更新	6年 6年 22年	2021年 3月	4					○ ◎								○ ◎					●			対象
	2系冷却塔	診断整備更新	6年 6年 23年	—	3		◎					○ ◎							○ ◎					●		対象
	1系冷却水循環ポンプ	診断整備更新	10年 10年 25年	2020年 1月	4	メカシ, 軸受他消耗品								○ ◎												対象外
	1系冷却水循環ポンプS	診断整備更新	10年 10年 26年	—	3		◎								○ ◎											対象外
	2系冷却水循環ポンプ	診断整備更新	10年 10年 25年	2020年 1月	4	メカシ, 軸受他消耗品									○ ◎											対象外
	2系冷却水循環ポンプS	診断整備更新	10年 10年 26年	—	3		◎								○ ◎											対象外
	1系第二反応槽攪拌機	診断整備更新	4年 4年 22年	2020年 10月	4	インペラ, メカシ, ケーブル, アノード棒他消耗品				○ ◎									○ ◎					●		対象外
	2系第二反応槽攪拌機	診断整備更新	4年 4年 22年	2021年 1月	4	インペラ, メカシ, ケーブル, アノード棒他消耗品				○ ◎									○ ◎					●		対象外
	1系メタノール注入ポンプ	診断整備更新	10年 10年 22年	—	4					○ ◎														●		対象
	2系メタノール注入ポンプ	診断整備更新	10年 10年 23年	—	4					○ ◎														●		対象
	メタノール注入ポンプS	診断整備更新	10年 10年 22年	—	4					○ ◎														●		対象
	1系主処理苛性注入ポンプ	診断整備更新	10年 10年 22年	—	4					○ ◎														●		対象
	2系主処理苛性注入ポンプ	診断整備更新	10年 10年 23年	—	4					○ ◎														●		対象
	主処理苛性注入ポンプS	診断整備更新	10年 10年 22年	—	4					○ ◎														●		対象
	1系消泡剤注入ポンプ	診断整備更新	20年 20年 40年	—	4																					対象外
	2系消泡剤注入ポンプ	診断整備更新	20年 20年 40年	—	4																					対象外
	消泡剤注入ポンプS	診断整備更新	20年 20年 40年	—	4																					対象外
	1系膜分離装置A	診断整備更新	5年 5年 22年	2017年 12月	3	膜カートリッジ, ろ液チューブ他消耗品					◎						◎							●		対象外
1系膜分離装置B	診断整備更新	5年 5年 23年	2020年 3月	4	膜カートリッジ, ろ液チューブ他消耗品				◎					◎					◎				●		対象外	
1系膜分離装置C	診断整備更新	5年 5年 22年	2021年 1月	4	膜カートリッジ, ろ液チューブ他消耗品				◎					◎					◎				●		対象外	
2系膜分離装置A	診断整備更新	5年 5年 23年	2020年 3月	4	膜カートリッジ, ろ液チューブ他消耗品				◎					◎					◎				●		対象外	
2系膜分離装置B	診断整備更新	5年 5年 23年	2018年	3	膜カートリッジ, ろ液チューブ他消耗品	◎					◎						◎						●		対象外	
2系膜分離装置C	診断整備更新	5年 5年 22年	2020年 5月	4	膜カートリッジ, ろ液チューブ他消耗品				◎					◎					◎				●		対象外	

設備	機器名称	整備の分類	整備周期	前回整備	健全度	備考	今後の整備計画																交付金対象			
							2022年(R4)	2023年(R5)	2024年(R6)	2025年(R7)	2026年(R8)	2027年(R9)	2028年(R10)	2029年(R11)	2030年(R12)	2031年(R13)	2032年(R14)	2033年(R15)	2034年(R16)	2035年(R17)	2036年(R18)	2037年(R19)		2038年(R20)		
【主処理設備】	1系膜吸引ポンプA	診断整備更新	6年 6年 25年	2021年 9月	4	ローター, ステーター, PAシール他消耗品	◎					○ ◎						○ ◎								対象外
	1系膜吸引ポンプB	診断整備更新	6年 6年 26年	2021年 9月	4	ローター, ステーター, PAシール他消耗品	◎						○ ◎						○ ◎							対象外
	1系膜吸引ポンプC	診断整備更新	6年 6年 25年	2021年 9月	4	ローター, ステーター, PAシール他消耗品	◎					○ ◎							○ ◎							対象外
	2系膜吸引ポンプA	診断整備更新	6年 6年 25年	-	3	ローター, ステーター, PAシール他消耗品	◎					○ ◎							○ ◎							対象外
	2系膜吸引ポンプB	診断整備更新	6年 6年 26年	-	3	ローター, ステーター, PAシール他消耗品	◎						○ ◎							○ ◎						対象外
	2系膜吸引ポンプC	診断整備更新	6年 6年 25年	-	3	ローター, ステーター, PAシール他消耗品	◎					○ ◎								○ ◎						対象外
	1系膜洗浄ブロウ	診断整備更新	9年 3年 23年	2020年 3月	4	軸受, シール, パッキン, ライナー他消耗品		○ ◎				◎						○ ◎		◎				●		対象
	2系膜洗浄ブロウ	診断整備更新	9年 3年 22年	2020年 1月	4	軸受, シール, パッキン, ライナー他消耗品			○ ◎			◎			◎				○ ◎					●		対象
	膜洗浄ブロウS	診断整備更新	9年 3年 23年	2021年 1月	4	軸受, シール, パッキン, ライナー他消耗品		○ ◎				◎						○ ◎		◎				●		対象
	1系返送汚泥ポンプ	診断整備更新	6年 6年 22年	2020年 1月	4	ローター, ステーター, 軸受, PAシール, メカシ, スリーブ 他消耗品				○ ◎														●		対象
2系返送汚泥ポンプ	診断整備更新	6年 6年 23年	-	3	ローター, ステーター, 軸受, PAシール, メカシ, スリーブ 他消耗品	◎					◎							○ ◎					●		対象	
返送汚泥ポンプS	診断整備更新	6年 6年 22年	2020年 1月	4	ローター, ステーター, 軸受, PAシール, メカシ, スリーブ 他消耗品				○ ◎														●		対象	
攪拌ブロウ	診断整備更新	10年 5年 22年	2021年 1月	4	軸受, シール, パッキン, ライナー, フリンガ他消耗品				○ ◎					◎									●		対象	
攪拌ブロウS	診断整備更新	10年 5年 23年	2021年 1月	4	軸受, シール, パッキン, ライナー, フリンガ他消耗品					○ ◎					◎								●		対象	
【資源化(リン回収)設備】	リン回収原水ポンプA	診断整備更新	6年 6年 25年	-	3	ローター, ステーター, PAシール他消耗品						○ ◎							○ ◎						対象外	
	リン回収原水ポンプB	診断整備更新	6年 6年 26年	2021年 9月	4	ローター, ステーター, PAシール他消耗品														○ ◎					対象外	
	リン回収原水ポンプC	診断整備更新	6年 6年 26年	2021年 9月	4	ローター, ステーター, PAシール他消耗品														○ ◎					対象外	
	リン回収原水ポンプS	診断整備更新	6年 6年 25年	-	3	ローター, ステーター, PAシール他消耗品						○ ◎								○ ◎					対象外	
	晶析塔A	診断整備更新	10年 10年 22年	-	4	支持金網			○ ◎															●		対象外
	晶析塔B	診断整備更新	10年 10年 22年	-	4	支持金網				○ ◎														●		対象外
	晶析塔C	診断整備更新	10年 10年 23年	-	4	支持金網					○ ◎													●		対象外
	晶析塔攪拌ブロウ	診断整備更新	15年 15年 22年	2021年 9月	4	軸受, シール, パッキン, ライナー他消耗品																		●		対象
	晶析塔攪拌ブロウS	診断整備更新	15年 15年 22年	2021年 9月	4	軸受, シール, パッキン, ライナー他消耗品																		●		対象
カルシウム注入ポンプA	診断整備更新	20年 20年 40年	-	4	ダイヤフラム, チェッキ ボール, Oリング納入	△																			対象外	
カルシウム注入ポンプB	診断整備更新	20年 20年 40年	-	4	ダイヤフラム, チェッキ ボール, Oリング納入	△																			対象外	

設備	機器名称	整備の 分類	整備 周期	前回 整備	健全度	備考	今後の整備計画															交付金対象		
							2022年(R4)	2023年(R5)	2024年(R6)	2025年(R7)	2026年(R8)	2027年(R9)	2028年(R10)	2029年(R11)	2030年(R12)	2031年(R13)	2032年(R14)	2033年(R15)	2034年(R16)	2035年(R17)	2036年(R18)		2037年(R19)	2038年(R20)
【資源化（リン回収）設備】	カルシウム注入ポンプC	診断 整備 更新	20年 20年 40年	—	4	ダイアフラム, チェッキ ボール, Oリング納入	△																	対象外
	カルシウム注入ポンプS	診断 整備 更新	20年 20年 40年	—	4	ダイアフラム, チェッキ ボール, Oリング納入	△																	対象外
	晶析塔循環ポンプA	診断 整備 更新	4年 4年 23年	2021年 9月	4	メカシ, 軸受, スリーブ, シール, Vリング他消耗品				○ ◎			◎					○ ◎				●		対象
	晶析塔循環ポンプB	診断 整備 更新	4年 4年 23年	2021年 9月	4	メカシ, 軸受, スリーブ, シール, Vリング他消耗品				○ ◎			◎					○ ◎				●		対象
	晶析塔循環ポンプC	診断 整備 更新	4年 4年 23年	2021年 9月	4	メカシ, 軸受, スリーブ, シール, Vリング他消耗品				○ ◎			◎					○ ◎				●		対象
	晶析塔攪拌ポンプ	診断 整備 更新	6年 6年 22年	2020年 1月	4	メカシ, 軸受, スリーブ, シール, Vリング他消耗品			○ ◎						○ ◎							●		対象
	晶析塔攪拌ポンプS	診断 整備 更新	6年 6年 23年	2020年 1月	4	メカシ, 軸受, スリーブ, シール, Vリング他消耗品				○ ◎						○ ◎						●		対象
	リン回収循環槽攪拌機	診断 整備 更新	6年 6年 23年	2020年 3月	4	パッキン, オイルシール, 軸受他消耗品				○ ◎						○ ◎						●		対象
	リン回収循環槽苛性注入ポンプ	診断 整備 更新	10年 10年 23年	—	4	ダイアフラム, チェッキ ボール, Oリング納入	△										○ ◎					●		対象
	リン回収循環槽苛性注入ポンプS	診断 整備 更新	10年 10年 23年	—	4	ダイアフラム, チェッキ ボール, Oリング納入	△											○ ◎				●		対象
	混和槽投入ポンプ	診断 整備 更新	6年 3年 22年	2019年 7月	4	ローター, ステーター, ビン, PAシール, メカシ, スリーブ 他消耗品		○ ◎			◎			○ ◎			◎					●		対象
	混和槽投入ポンプS	診断 整備 更新	6年 3年 23年	2019年 7月	4	ローター, ステーター, ビン, PAシール, メカシ, スリーブ 他消耗品		○ ◎				◎		○ ◎			◎					●		対象
【高度処理設備】	混和槽攪拌機	診断 整備 更新	6年 6年 23年	2021年 1月	4	軸受, グランドパッキン 他消耗品				○ ◎						○ ◎					●		対象	
	混和槽無機凝集剤注入ポンプ	診断 整備 更新	10年 10年 22年	2019年 12月	4	電動機 ダイアフラム, チェッキ ボール, Oリング納入	△									○					●		対象	
	混和槽無機凝集剤注入ポンプS	診断 整備 更新	10年 10年 23年	—	4	ダイアフラム, チェッキ ボール, Oリング納入	△										○				●		対象	
	混和槽苛性注入ポンプ	診断 整備 更新	10年 10年 22年	—	4	ダイアフラム, チェッキ ボール, Oリング納入	△									○					●		対象	
	混和槽苛性注入ポンプS	診断 整備 更新	10年 10年 23年	—	4	ダイアフラム, チェッキ ボール, Oリング納入	△										○				●		対象	
	凝集槽攪拌機	診断 整備 更新	6年 6年 23年	2021年 1月	4	軸受, グランドパッキン 他消耗品				○ ◎						○ ◎						●		対象
	凝集助剤溶解装置	診断 整備 更新	6年 6年 23年	2021年 3月	4	センサーアンプ, 電磁弁, エレメント, ノズルセット 他消耗品				○ ◎						○ ◎						●		対象
	凝集助剤注入ポンプ	診断 整備 更新	10年 10年 22年	—	4				○ ◎								○					●		対象
	凝集助剤注入ポンプS	診断 整備 更新	10年 10年 23年	—	4				○ ◎								○					●		対象
	汚泥掻寄せ機	診断 整備 更新	10年 10年 22年	—	4				○ ◎								○					●		対象
	凝集汚泥引抜ポンプ	診断 整備 更新	8年 8年 23年	—	3				◎						○ ◎							●		対象
	凝集汚泥引抜ポンプS	診断 整備 更新	8年 8年 23年	—	3				◎							○ ◎						●		対象
砂ろ過原水ポンプ	診断 整備 更新	7年 7年 22年	2020年 3月	4	インペラ, 軸, 軸受, メカシ, Oリング他消耗品				○ ◎								○				●		対象	

設備	機器名称	整備の分類	整備周期	前回整備	健全度	備考	今後の整備計画																交付金対象									
							2022年(R4)	2023年(R5)	2024年(R6)	2025年(R7)	2026年(R8)	2027年(R9)	2028年(R10)	2029年(R11)	2030年(R12)	2031年(R13)	2032年(R14)	2033年(R15)	2034年(R16)	2035年(R17)	2036年(R18)	2037年(R19)		2038年(R20)								
【高度処理設備】	砂ろ過原水ポンプS	診断整備更新	7年 7年 23年	2020年 3月	4	インペラ, 軸, 軸受, メカシ, Oリング他消耗品						○ ◎										○			●			対象				
	砂ろ過塔	診断整備更新	6年 6年 23年	2020年 7月	4	支持砂利						○ ◎													○		●		対象			
	活性炭原水ポンプA	診断整備更新	9年 9年 22年	—	4				○ ◎																	●			対象			
	活性炭原水ポンプB	診断整備更新	9年 9年 22年	—	4					○ ◎																	●		対象			
	活性炭原水ポンプC	診断整備更新	9年 9年 23年	—	4						○ ◎															○		●		対象		
	活性炭吸着塔A	診断整備更新	10年 10年 26年	2020年 9月	4	ストレーナー																							対象外			
	活性炭吸着塔B	診断整備更新	10年 10年 26年	2020年 12月	4	ストレーナー																							対象外			
	活性炭吸着塔C	診断整備更新	10年 10年 26年	2020年 11月	4	ストレーナー																							対象外			
	再利用水ポンプA	診断整備更新	7年 7年 22年	2020年 3月	4	インペラ, 軸, 軸受, メカシ, Oリング他消耗品																					○		●		対象	
	再利用水ポンプB	診断整備更新	7年 7年 22年	2021年 3月	4	インペラ, 軸, 軸受, メカシ, Oリング他消耗品																					○		●		対象	
再利用水ポンプC	診断整備更新	7年 7年 22年	—	3																						○		●		対象		
【消毒・放流設備】	放流ポンプ	診断整備更新	9年 9年 23年	2020年 3月	4	インペラ, 軸, 軸受, メカシ, Oリング他消耗品																					○ ◎		●		対象	
	放流ポンプS	診断整備更新	9年 9年 23年	—	4																						○ ◎		●		対象	
	放流監視槽移送ポンプ	診断整備更新	9年 9年 23年	—	4																						○ ◎		●		対象	
	消毒剤注入ポンプ	診断整備更新	15年 15年 30年	—	4																										対象外	
	消毒剤注入ポンプS	診断整備更新	15年 15年 30年	—	4																							○ ◎				対象外
【汚泥処理設備】	汚泥供給ポンプA	診断整備更新	6年 6年 23年	—	3																							○ ◎		●		対象
	汚泥供給ポンプB	診断整備更新	6年 6年 23年	—	4																							○ ◎		●		対象
	汚泥供給ポンプS	診断整備更新	6年 6年 23年	2020年 7月	4	ローター, ステーター, ピン, PAシール, メカシ, スリーブ 他消耗品																						○ ◎		●		対象
	汚泥混和槽A	診断整備更新	7年 7年 22年	2021年 1月	4	防食塗装																						○ ◎		●		対象外
	汚泥混和槽B	診断整備更新	7年 7年 23年	2021年 1月	4	防食塗装																						○ ◎		●		対象外
	汚泥混和槽攪拌機A	診断整備更新	10年 10年 22年	2021年 1月	4	防食塗装																						○ ◎		●		対象
	汚泥混和槽攪拌機B	診断整備更新	10年 10年 23年	2021年 1月	4	防食塗装																						○ ◎		●		対象
	脱水無機凝集剤注入ポンプA	診断整備更新	10年 10年 22年	—	4																							○ ◎		●		対象
	脱水無機凝集剤注入ポンプB	診断整備更新	10年 10年 23年	—	4																							○ ◎		●		対象

設備	機器名称	整備の分類	整備周期	前回整備	健全度	備考	今後の整備計画																交付金対象	
							2022年(R4)	2023年(R5)	2024年(R6)	2025年(R7)	2026年(R8)	2027年(R9)	2028年(R10)	2029年(R11)	2030年(R12)	2031年(R13)	2032年(R14)	2033年(R15)	2034年(R16)	2035年(R17)	2036年(R18)	2037年(R19)		2038年(R20)
【汚泥処理設備】	脱水無機凝集剤注入ポンプS	診断整備更新	10年 10年 22年	—	4				○ ◎									○	●					対象
	汚泥凝集槽A	診断整備更新	7年 7年 22年	2021年 1月	4	防食塗装					○ ◎							○	●					対象外
	汚泥凝集槽B	診断整備更新	7年 7年 23年	2021年 1月	4	防食塗装						○ ◎							○		●			対象外
	汚泥凝集槽攪拌機A	診断整備更新	10年 10年 22年	2021年 1月	4	防食塗装							○ ◎							●				対象
	汚泥凝集槽攪拌機B	診断整備更新	10年 10年 23年	2021年 1月	4	防食塗装								○ ◎							●			対象
	脱水助剤溶解装置A	診断整備更新	6年 6年 23年	2020年 9月	4	パッキン					○ ◎							○ ◎			●			対象
	脱水助剤溶解装置B	診断整備更新	6年 6年 23年	2020年 9月	4	パッキン						○ ◎							○ ◎		●			対象
	脱水助剤注入ポンプA	診断整備更新	15年 15年 30年	—	4									○ ◎										対象外
	脱水助剤注入ポンプB	診断整備更新	15年 15年 31年	—	4									○ ◎										対象外
	脱水助剤注入ポンプS	診断整備更新	15年 15年 30年	—	4									○ ◎										対象外
	汚泥濃縮機A	診断整備更新	10年 10年 30年	—	4				○ ◎										○ ◎					対象外
	汚泥濃縮機B	診断整備更新	10年 10年 31年	—	4			○ ◎												○ ◎				対象外
	汚泥脱水機A	診断整備更新	3年 3年 26年	2021年 1月	3	開栓点検	◎			○ ◎									○ ◎			○ ◎		対象外
	汚泥脱水機B	診断整備更新	3年 3年 25年	2020年 1月	4	開栓点検			○ ◎			○ ◎			○ ◎					○ ◎			○ ◎	対象外
	脱水汚泥搬送コンベヤ	診断整備更新	15年 15年 30年	—	4									○ ◎										対象外
	脱水汚泥貯留ホッパ	診断整備更新	15年 15年 30年	—	4									○ ◎										対象外
	夾雑物脱水汚泥排出コンベヤ	診断整備更新	10年 10年 22年	—	4				○ ◎										○		●			対象
	雑排水ポンプA	診断整備更新	6年 6年 23年	2021年 1月	4	ローター、ステーター、PAシール他消耗品				○ ◎								○ ◎			●			対象
雑排水ポンプB	診断整備更新	6年 6年 23年	—	3		◎				○ ◎								○ ◎			●		対象	
雑排水ポンプS	診断整備更新	6年 6年 23年	2021年 1月	4	ローター、ステーター、PAシール他消耗品				○ ◎								○ ◎			●			対象	
消臭剤噴霧装置	診断整備更新	10年 — 25年	—	4				○										○					対象外	
【脱臭設備】	生物脱臭塔	診断整備更新	10年 — 26年	—	4																		対象外	
	高濃度臭気ファン	診断整備更新	6年 6年 23年	2021年 1月	4	軸受、グランドシール、パッキン他消耗品				○ ◎							○ ◎			●			対象	
	生物脱臭塔循環ポンプ	診断整備更新	7年 7年 23年	—	3		◎					○ ◎							○		●		対象	
	生物脱臭塔循環ポンプS	診断整備更新	7年 7年 22年	2021年 1月	4	インペラ、軸スリーブ、Vリング、Oリング、電動機軸受他消耗品						○ ◎							○		●		対象	

設備	機器名称	整備の分類	整備周期	前回整備	健全度	備考	今後の整備計画																交付金対象				
							2022年(R4)	2023年(R5)	2024年(R6)	2025年(R7)	2026年(R8)	2027年(R9)	2028年(R10)	2029年(R11)	2030年(R12)	2031年(R13)	2032年(R14)	2033年(R15)	2034年(R16)	2035年(R17)	2036年(R18)	2037年(R19)		2038年(R20)			
【脱臭設備】	中濃度臭気脱臭塔	診断整備更新	3年 3年 26年	2021年 1月	3	薬液洗浄	◎				○ ◎				○ ◎		○ ◎			○ ◎			◎ ◎	対象外			
	中濃度臭気循環ポンプ	診断整備更新	7年 7年 22年	2021年 1月	4	インベラ、軸スリーブ、Vリング、Oリング、電動機軸受他消耗品					○ ◎							○				●			対象		
	中濃度臭気循環ポンプS	診断整備更新	7年 7年 23年	-	3		◎														○			●		対象	
	中濃度臭気苛性注入ポンプ	診断整備更新	10年 10年 22年	-	4		△												○				●			対象	
	中濃度臭気苛性注入ポンプS	診断整備更新	10年 10年 23年	-	4		△														○			●		対象	
	中濃度臭気次亜注入ポンプ	診断整備更新	10年 10年 22年	-	4		△													○				●		対象	
	中濃度臭気次亜注入ポンプS	診断整備更新	10年 10年 23年	-	4		△														○			●		対象	
	中濃度臭気活性炭吸着塔	診断整備更新	2年 2年 30年	2020年 7月	3	活性炭	◎			○ ◎		○ ◎					○ ◎			○ ◎			○ ◎		○ ◎	対象外	
	中濃度臭気ミストセパレーター	診断整備更新	10年 10年 24年	-	4					○ ◎													○ ◎			対象外	
	中濃度臭気ファン	診断整備更新	6年 6年 23年	2021年 1月	4	軸受、グランドシール、パッキン他消耗品						○ ◎													●		対象
	低濃度臭気活性炭吸着塔	診断整備更新	2年 2年 30年	2020年 7月	3	活性炭	◎			○ ◎		○ ◎					○ ◎			○ ◎			○ ◎		○ ◎	対象外	
	低濃度臭気ファン	診断整備更新	8年 8年 23年	-	3		◎																		●		対象
【薬品注入関係】	メタノールタンク	診断整備更新	10年 - 25年	-	4				○														○			対象外	
	苛性ソーダタンク	診断整備更新	10年 - 25年	-	4				○														○			対象外	
	消泡剤タンク	診断整備更新	10年 - 25年	-	4				○														○			対象外	
	次亜塩素酸ソーダタンク	診断整備更新	10年 - 25年	-	4				○														○			対象外	
	カルシウムタンク	診断整備更新	10年 - 25年	-	4				○														○			対象外	
	無機凝集剤タンク	診断整備更新	10年 - 25年	-	4				○														○			対象外	
【空気供給関係】	計装用空気圧縮機	診断整備更新	5年 5年 23年	2019年 1月	4	接続棒、軸受、安全弁、電磁弁、オイルシール、ピストン他消耗品																			●		対象
	計装用空気圧縮機S	診断整備更新	5年 5年 23年	2020年 3月	4	接続棒、軸受、安全弁、電磁弁、オイルシール、ピストン他消耗品				○ ◎															●		対象
	空気タンク	診断整備更新	9年 9年 27年	-	4				○ ◎																		対象外
【取排水設備】	プロセス用水ポンプA	診断整備更新	10年 10年 26年	2020年 9月	4	スリーブ、軸受、メカシ、Oリング他消耗品																	○ ◎				対象外
	プロセス用水ポンプB	診断整備更新	10年 10年 26年	-	3		◎																○ ◎				対象外
	雨水移送ポンプ	診断整備更新	10年 - 40年	2020年 1月	4	インベラ、軸、軸受、メカシ、Oリング他消耗品																					対象外
	雨水移送ポンプS	診断整備更新	10年 - 40年	2020年 1月	4	インベラ、軸、軸受、メカシ、Oリング他消耗品																					対象外

設備	機器名称	整備の 分類	整備 周期	前回 整備	健全度	備考	今後の整備計画																交付金対象													
							2022年(R4)	2023年(R5)	2024年(R6)	2025年(R7)	2026年(R8)	2027年(R9)	2028年(R10)	2029年(R11)	2030年(R12)	2031年(R13)	2032年(R14)	2033年(R15)	2034年(R16)	2035年(R17)	2036年(R18)	2037年(R19)		2038年(R20)												
【取排水設備】	床排水ポンプA	診断 整備 更新	15年 ー 15年	2020年 1月	4	オイル										●																	対象外			
	床排水ポンプB	診断 整備 更新	15年 ー 15年	2020年 1月	4	オイル										●																		対象外		
	床排水ポンプC	診断 整備 更新	16年 ー 16年	2020年 1月	4	オイル											●																	対象外		
	床排水ポンプD	診断 整備 更新	16年 ー 16年	2020年 1月	4	オイル											●																		対象外	
【土木建築設備】	し尿沈砂槽	診断 清掃 防食	1年 1年 22年	2021年 3月	4		◎	○ ◎	○ ◎	○ ◎	○ ◎	○ ◎	○ ◎	○ ◎	○ ◎	○ ◎	○ ◎	○ ◎	○ ◎	○ ◎	○ ◎	○ ◎	○ ◎	○ ◎	○ ◎	○ ◎	○ ◎	●	○ ◎	○ ◎			対象外			
	浄化槽汚泥沈砂槽	診断 清掃 防食	1年 1年 23年	2021年 3月	4		◎	○ ◎	○ ◎	○ ◎	○ ◎	○ ◎	○ ◎	○ ◎	○ ◎	○ ◎	○ ◎	○ ◎	○ ◎	○ ◎	○ ◎	○ ◎	○ ◎	○ ◎	○ ◎	○ ◎	○ ◎	○ ◎	○ ◎	●	○ ◎			対象外		
	し尿受入槽	診断 清掃 防食	2年 2年 23年	2019年 10月	4			○ ◎		○ ◎		○ ◎		○ ◎			○ ◎				○ ◎								●					対象外		
	浄化槽汚泥受入槽	診断 清掃 防食	2年 2年 23年	2019年 10月	4			○ ◎		○ ◎		○ ◎		○ ◎			○ ◎				○ ◎								●					対象外		
	し尿中継槽	診断 清掃 防食	6ヶ月 6ヶ月 22年	2021年 9月	4		◎	○ ◎	○ ◎	○ ◎	○ ◎	○ ◎	○ ◎	○ ◎	○ ◎	○ ◎	○ ◎	○ ◎	○ ◎	○ ◎	○ ◎	○ ◎	○ ◎	○ ◎	○ ◎	○ ◎	○ ◎	○ ◎	○ ◎	○ ◎	○ ◎	○ ◎	●	○ ◎	○ ◎	対象外
	浄化槽汚泥中継槽	診断 清掃 防食	6ヶ月 6ヶ月 23年	2021年 9月	4		◎	○ ◎	○ ◎	○ ◎	○ ◎	○ ◎	○ ◎	○ ◎	○ ◎	○ ◎	○ ◎	○ ◎	○ ◎	○ ◎	○ ◎	○ ◎	○ ◎	○ ◎	○ ◎	○ ◎	○ ◎	○ ◎	○ ◎	○ ◎	○ ◎	○ ◎	○ ◎	●	○ ◎	対象外
	し尿貯留槽	診断 清掃 防食	2年 2年 23年	2020年 1月	4			○ ◎		○ ◎		○ ◎		○ ◎			○ ◎				○ ◎								●					対象外		
	浄化槽汚泥貯留槽A	診断 清掃 防食	2年 2年 23年	2021年 9月	3			○ ◎		○ ◎		○ ◎		○ ◎			○ ◎				○ ◎								●					対象外		
	浄化槽汚泥貯留槽B	診断 清掃 防食	2年 2年 22年	2020年 7月	4		◎		○ ◎		○ ◎		○ ◎			○ ◎				○ ◎								●				○ ◎		対象外		
	1系第一反応槽	診断 清掃 防食	1年 22年 22年	ー	4																							●						対象外		
	2系第一反応槽	診断 清掃 防食	1年 23年 23年	ー	4																								●					対象外		
	1系曝気槽A	診断 清掃 防食	1年 22年 22年	ー	4																							●						対象外		
	1系曝気槽B	診断 清掃 防食	1年 22年 22年	ー	4																							●						対象外		
	2系曝気槽A	診断 清掃 防食	1年 23年 23年	ー	4																								●					対象外		
	2系曝気槽B	診断 清掃 防食	1年 23年 23年	ー	4																								●					対象外		
	1系第二反応槽	診断 清掃 防食	1年 22年 22年	ー	4																							●						対象外		
	2系第二反応槽	診断 清掃 防食	1年 23年 23年	ー	4																								●					対象外		
	1系膜分離槽	診断 清掃 防食	1年 22年 22年	ー	4																							●						対象外		
	2系膜分離槽	診断 清掃 防食	1年 23年 23年	ー	4																								●					対象外		
	1系返送汚泥槽	診断 清掃 防食	1年 10年 22年	ー	4					○ ◎																			●						対象外	
2系返送汚泥槽	診断 清掃 防食	1年 10年 23年	ー	4					○ ◎																			●						対象外		



設備	機器名称	整備の分類	整備周期	前回整備	健全度	備考	今後の整備計画																交付金対象					
							2022年(R4)	2023年(R5)	2024年(R6)	2025年(R7)	2026年(R8)	2027年(R9)	2028年(R10)	2029年(R11)	2030年(R12)	2031年(R13)	2032年(R14)	2033年(R15)	2034年(R16)	2035年(R17)	2036年(R18)	2037年(R19)		2038年(R20)				
土木建築設備	リン回収原水槽	診断 清掃 防食	1年 22年 22年	-	4																		●			対象外		
	リン回収循環槽	診断 清掃 防食	1年 22年 22年	-	4																			●			対象外	
	混和槽	診断 清掃 防食	1年 22年 22年	-	4																			●			対象外	
	凝集槽	診断 清掃 防食	1年 22年 22年	-	4																			●			対象外	
	凝集沈殿槽	診断 清掃 防食	1年 22年 22年	-	4																			●			対象外	
	砂ろ過原水槽	診断 清掃 防食	1年 23年 23年	-	4																				●		対象外	
	活性炭原水槽	診断 清掃 防食	1年 23年 23年	-	4																				●		対象外	
	活性炭処理水槽	診断 清掃 防食	1年 23年 23年	-	4																				●		対象外	
	接触槽	診断 清掃 防食	1年 23年 23年	-	4																					●		対象外
	放流槽	診断 清掃 防食	1年 23年 23年	-	4																					●		対象外
	汚泥貯留槽	診断 清掃 防食	1年 10年 22年	-	4				○ ◎															●			対象外	
	雑排水槽	診断 清掃 防食	1年 15年 23年	-	4											○ ◎										●		対象外
	プロセス用水受水槽	診断 清掃 防食	1年 23年 23年	-	4																					●		対象外
	雨水受水槽	診断 清掃 防食	1年 23年 23年	-	4																					●		対象外
	受水槽(屋外)	診断 清掃 更新	2年 22年 22年	2021年 9月	4			○ ◎		○ ◎		○ ◎		○ ◎		○ ◎		○ ◎		○ ◎				●				対象外
	給水ポンプA	診断 整備 更新	10年 10年 27年	2021年 9月	4	逆止弁, Oリング, 圧力タンク他消耗品											○ ◎											対象外
給水ポンプB	診断 整備 更新	10年 10年 27年	2021年 9月	4	逆止弁, Oリング, 圧力タンク他消耗品												○ ◎										対象外	
防火ポンプ	診断 整備 更新	10年 10年 27年	2021年 9月	4												○ ◎											対象外	
計装電気設備	1系曝気槽pH計	診断 整備 更新	1年 15年 15年	2021年 9月	4	電極, 校正	◎	○ ◎	○ ◎	○ ◎	○ ◎	○ ◎	○ ◎	●	○ ◎	○ ◎	○ ◎	○ ◎	○ ◎	○ ◎	○ ◎	○ ◎	○ ◎	○ ◎	○ ◎	○ ◎	○ ◎	対象外
	2系曝気槽pH計	診断 整備 更新	1年 16年 16年	2021年 3月	4	電極, 校正	◎	○ ◎	○ ◎	○ ◎	○ ◎	○ ◎	○ ◎	○ ◎	●	○ ◎	○ ◎	○ ◎	○ ◎	○ ◎	○ ◎	○ ◎	○ ◎	○ ◎	○ ◎	○ ◎	○ ◎	対象外
	リン回収循環槽pH計	診断 整備 更新	1年 15年 15年	2021年 9月	4	電極, 校正	◎	○ ◎	○ ◎	○ ◎	○ ◎	○ ◎	○ ◎	○ ◎	●	○ ◎	○ ◎	○ ◎	○ ◎	○ ◎	○ ◎	○ ◎	○ ◎	○ ◎	○ ◎	○ ◎	○ ◎	対象外
	混和槽pH計	診断 整備 更新	1年 15年 15年	2021年 9月	4	電極, 校正	◎	○ ◎	○ ◎	○ ◎	○ ◎	○ ◎	○ ◎	○ ◎	●	○ ◎	○ ◎	○ ◎	○ ◎	○ ◎	○ ◎	○ ◎	○ ◎	○ ◎	○ ◎	○ ◎	○ ◎	対象外
	放流槽pH計	診断 整備 更新	1年 16年 16年	2021年 3月	4	電極, 校正	◎	○ ◎	○ ◎	○ ◎	○ ◎	○ ◎	○ ◎	○ ◎	●	○ ◎	○ ◎	○ ◎	○ ◎	○ ◎	○ ◎	○ ◎	○ ◎	○ ◎	○ ◎	○ ◎	○ ◎	対象外
	1系第一反応槽ORP計	診断 整備 更新	1年 15年 15年	2021年 9月	4	電極, 校正	◎	○ ◎	○ ◎	○ ◎	○ ◎	○ ◎	○ ◎	○ ◎	●	○ ◎	○ ◎	○ ◎	○ ◎	○ ◎	○ ◎	○ ◎	○ ◎	○ ◎	○ ◎	○ ◎	○ ◎	対象外
	2系第一反応槽ORP計	診断 整備 更新	1年 16年 16年	2021年 3月	4	電極, 校正	◎	○ ◎	○ ◎	○ ◎	○ ◎	○ ◎	○ ◎	○ ◎	●	○ ◎	○ ◎	○ ◎	○ ◎	○ ◎	○ ◎	○ ◎	○ ◎	○ ◎	○ ◎	○ ◎	○ ◎	対象外

